

第2期 東員町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



東 員 町

計画の構成（目次案）

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	P.1
2	計画策定の趣旨	P.1
3	計画の位置づけ	P.2
4	計画の対象	P.2
5	計画期間	P.2
6	計画策定体制と経過	P.3

第2章 東員町の現状と課題

1	社会的な状況	P.4
2	教育・保育施設の現状	P.10
3	第2期子ども・子育て支援事業計画にかかる アンケート調査の結果と分析	P.13
4	東員町の子ども・子育てを取り巻く課題	P.31

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	P.33
2	基本的な視点	P.33
3	基本目標	P.34
4	施策の体系	P.37

第4章 基本目標ごとの具体的な取り組み

基本目標 1	妊娠期から子どもを産み、育てる親への支援の充実	P.38
基本目標 2	子育て・子育ての支援の充実	P.41
基本目標 3	親と子の健康づくりの促進	P.46
基本目標 4	生きる力*を育む教育・体験交流の推進	P.48
基本目標 5	子どもの育ちを支える地域環境の整備	P.52

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	P.55
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	P.55

3	各年度における教育・保育の量の見込みならびに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期	・・・	P.58
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.60
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項	・・・	P.72
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	・・・・・・・・	P.72

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	・・・・・・・・	P.73
2	国・県等との連携	・・・・・・・・	P.73

資料編

1	東員町子ども・子育て会議設置要綱	・・・・・・・・	P.74
2	東員町子ども・子育て会議 審議経過	・・・・・・・・	P.76
3	東員町子ども・子育て会議 委員名簿	・・・・・・・・	P.78
4	用語解説（50音順）	・・・・・・・・	P.79

※ 本文中、「※」印の用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

第1章

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められています。

そこで、本町では、これまでの個々の家庭のニーズに応じた保育サービスの充実や、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、子育て支援センターを中核とした相談体制や情報提供などの子育て支援機能の充実、身近な地域で子どもが安心して成長することができる環境の整備など、さまざまな取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会全体で支援していくことが求められています。

特に、子どもと保護者がともに健やかに成長するため、あらゆる取り組みを通じて、家族内の保護者どうしや行政が連携を図り、しっかりと子どもと向き合い、子・親・地域のみんながつながり、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。

2 計画策定の趣旨

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、国において、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置により、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成24年には、「子ども・子育て関連3法*」が制定され、新制度のもとで制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町では、これまで、「東員町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）に基づいて、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、さまざまな子育て支援を推進してきました。

計画を推進するなかで、本町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

令和元年度に実施した町民アンケート調査の結果では、子育て家庭の母親の就労率が5年前に比べて上がっており、就労意欲も高くなっています。教育・保育サービスの充実を求める声も高いものであったことから、子育て支援施策のさらなる充実を図るとともに、子育て家庭が仕事と子育てを両立するための環境を整備することが求められています。

以上のことを踏まえ、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する

環境を整備することを目的に、「第2期東員町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、本町における教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容や実施時期のほか、同法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。さらに、次世代育成支援法第8条第1項に規定される「市町村行動計画」としての位置づけも担っています。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、東員町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、母子保健分野や町行政の関連計画との整合性・調和を図り、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めます。

4 計画の対象

この計画では、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体を対象とします。

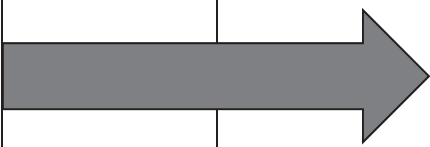
また、子ども・子育て支援法が定める就学前の教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

5 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしていることから、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【計画期間】

2019年 令和元年	2020年 令和2年度	2021年 令和3年度	2022年 令和4年度	2023年 令和5年度	2024年 令和6年度
策定					
					

6 計画策定体制と経過

(1) 町民アンケート調査の実施

この計画の策定に際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、町内に居住する就学前児童および小学校児童の保護者を対象として、「子ども・子育て」に関するアンケート調査を実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者などの意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「東員町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の案を役場・笹尾連絡所・町図書館の窓口などやホームページで公開し、広く住民の方々から意見を募ります。

第2章 東員町の現状と課題

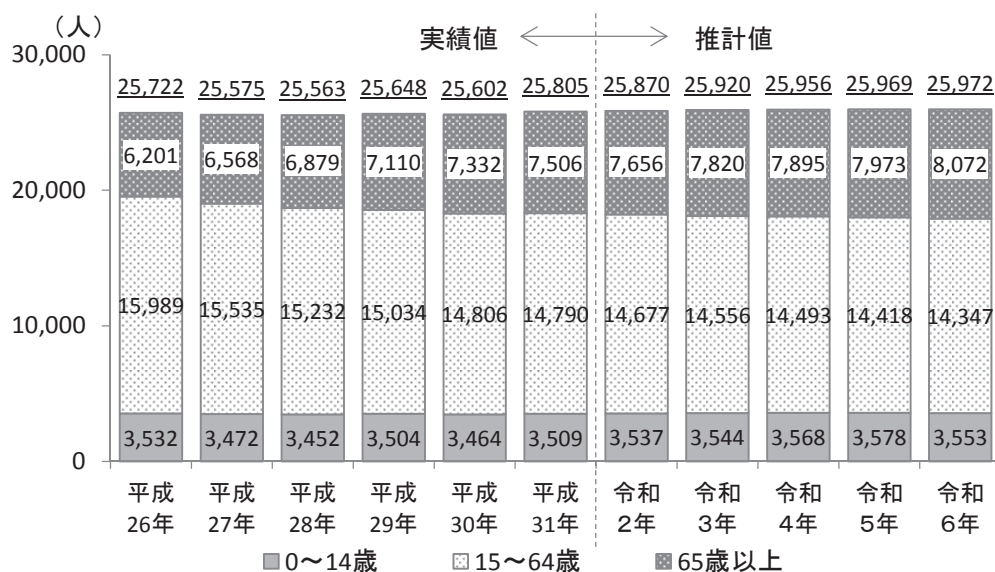
1 社会的な状況

(1) 人口の推移と推計

本町の人口の推移と推計をみると、総人口は増減を繰り返しながら推移しており、平成31年（2019年）4月1日現在で25,805人となっています。令和2年（2020年）以降の総人口については、緩やかな増加傾向が続くと見込まれます。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳人口の割合はほぼ横ばい、65歳以上人口の割合は増加傾向にあり、高齢化の傾向が令和2年以降も続くと見込まれます。65歳以上人口の割合は、平成31年の29.1%から、令和6年（2024年）には31.1%になると見込まれます。

図1 人口の推移と推計



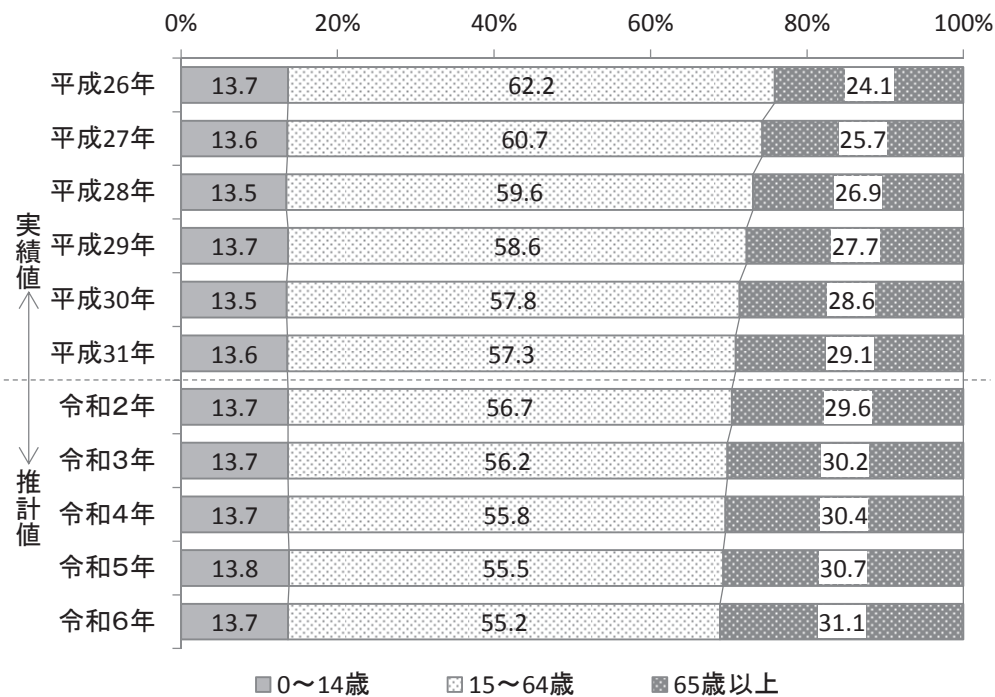
資料：平成31年まで：住民基本台帳（各年4月1日現在）

令和2年以降：実績値を元にコーホート変化率法※で推計した値

※コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法は、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

○総人口には年齢不詳を含むため、3区分の合計と合わない年があります。

図2 年齢3区分別人口構成の推移



資料：平成31年まで：住民基本台帳（各年4月1日現在）

令和2年以降：実績値を元にコーホート変化率法で推計した値

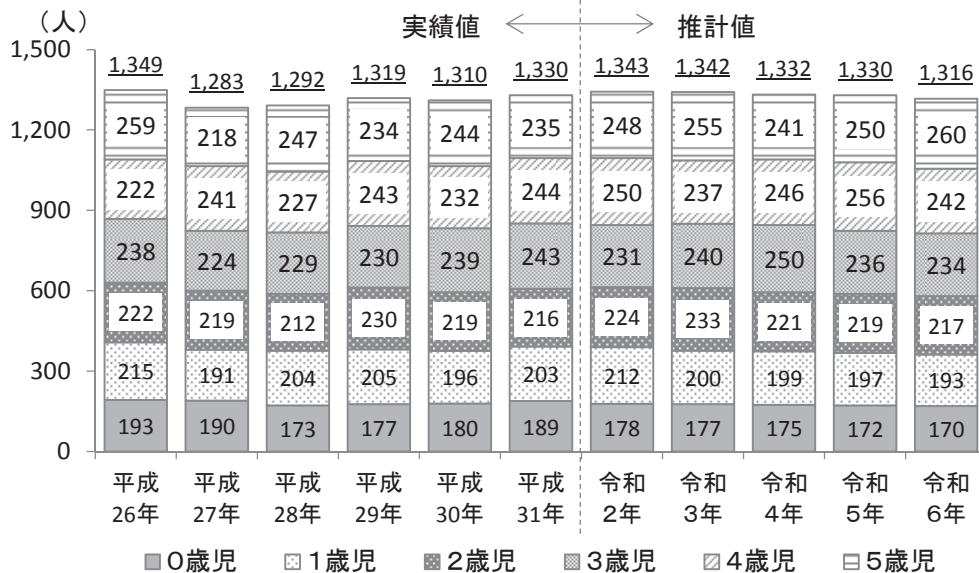
○小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100にならない場合があります。

○総人口には年齢不詳を含むため、3区分の合計と合わない年があります。

(2) 子どもの人口の推移と推計

本町の0歳～5歳の子どもの人口の推移と推計をみると、ほぼ横ばい傾向にあり、平成31年4月1日現在で1,330人となっています。この横ばい傾向は、平成31年以降の子ども的人口についても続くと見込まれます。

図3 子どもの人口推移と推計

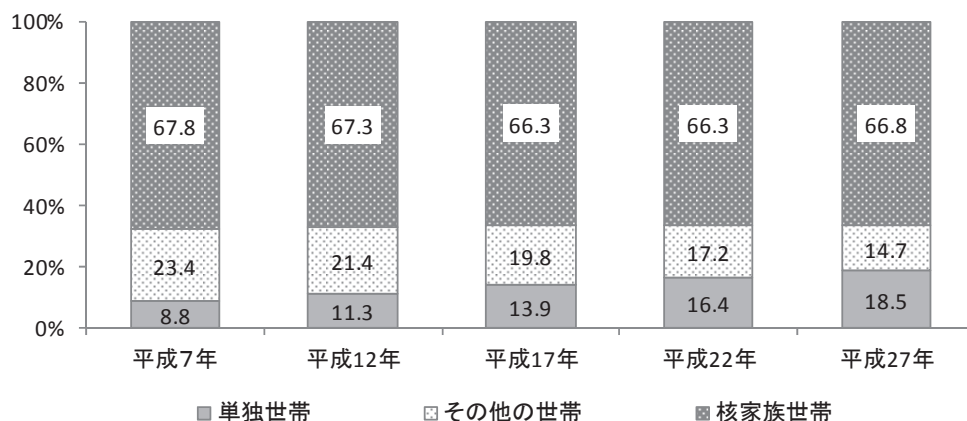


資料：平成31年まで：住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和2年以降：実績値を元にコーホート変化率法で推計した値

(3) 世帯構成の状況

本町の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、6割以上で推移しています。一方、単独世帯の割合は増加傾向にあり、平成27年（2015年）は平成7年（2005年）に比べ、約10ポイント増加しています。

図4 世帯構成の推移



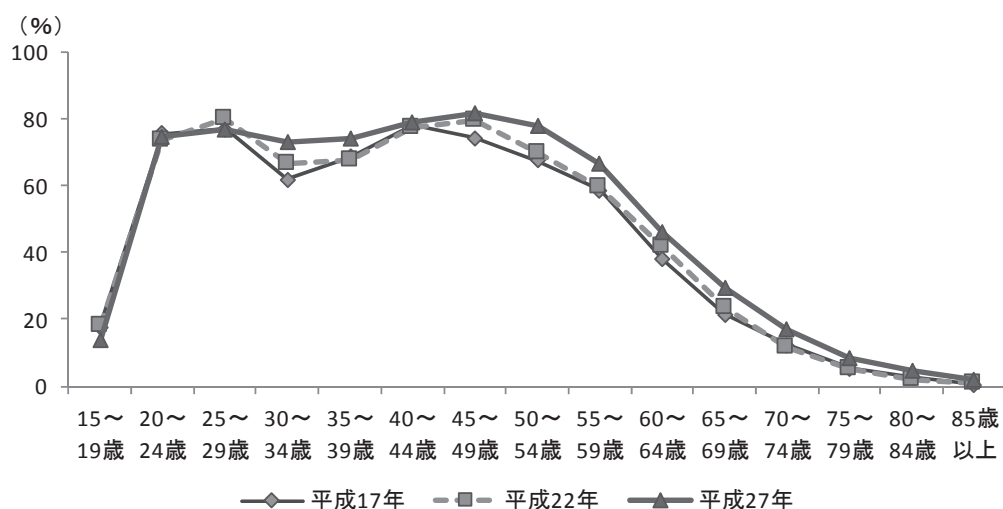
資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

本町の女性の年齢別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。しかし、平成17年（2005年）と比べ、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は近年上昇しており、カーブが年々緩やかになっています。

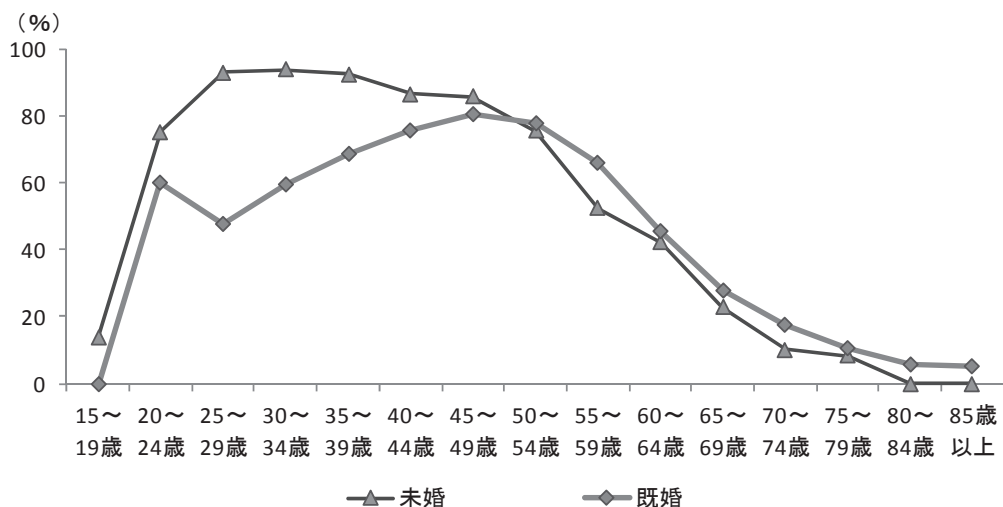
また、平成27年の女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20歳代から30歳代にかけて、既婚女性に比べ未婚女性の労働力率が15ポイント以上高くなっており、特に25～35歳で45.4ポイントの差となっています。

図5 女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

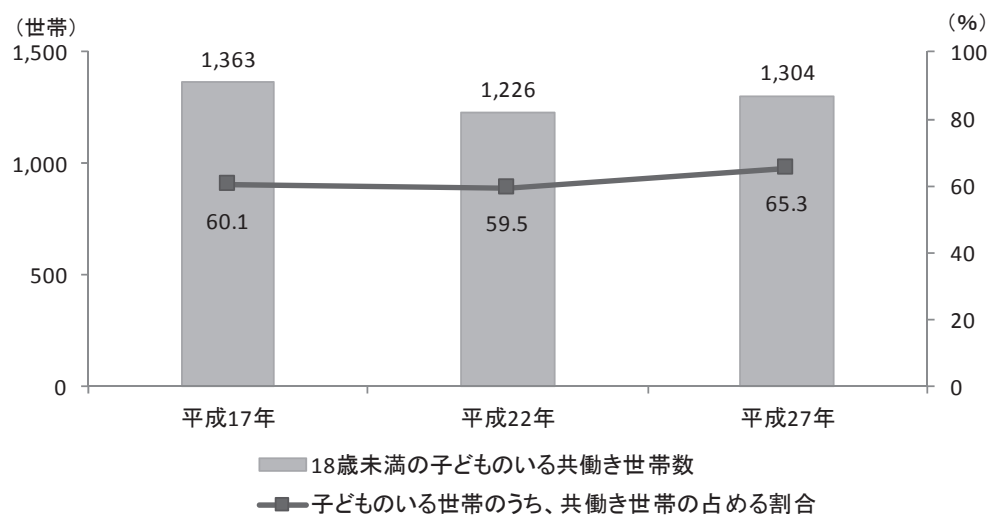
図6 女性の未婚・既婚別労働力率（平成27年）



資料：国勢調査

本町の共働き家庭の状況をみると、18歳未満の子どものいる共働き家庭数は増加傾向にあり、平成27年で1,304世帯となっています。子どものいる世帯のうち、共働き家庭の占める割合も上昇傾向にあり、平成27年で65.3%となっています。

図7 共働き家庭の状況



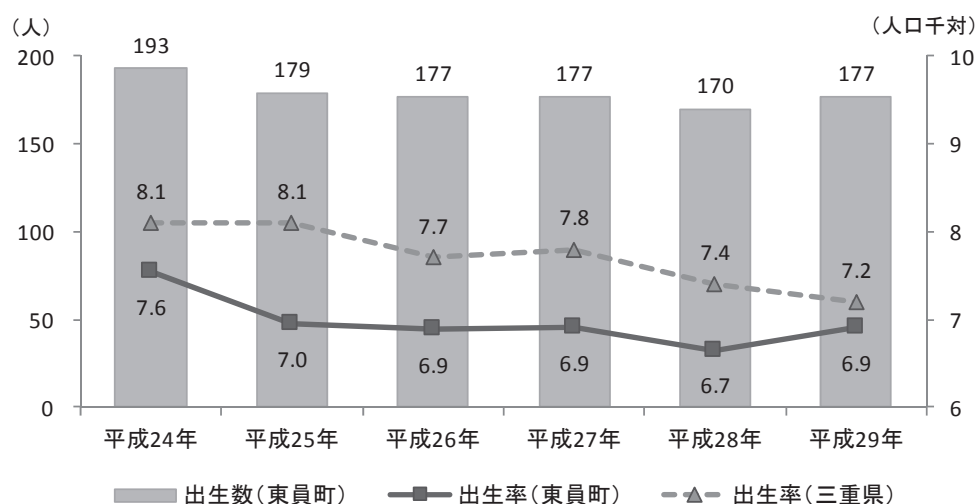
資料：国勢調査

(5) 出生の動向

本町の出生数は、平成 25 年（2013 年）以降は横ばい傾向にあり、平成 29 年（2017 年）で 177 人となっています。

出生率（人口千対）も、平成 25 年以降は横ばい傾向にあり、平成 29 年で 6.9 となっています。また、本町の出生率は三重県と比べて低い数値で推移しています。

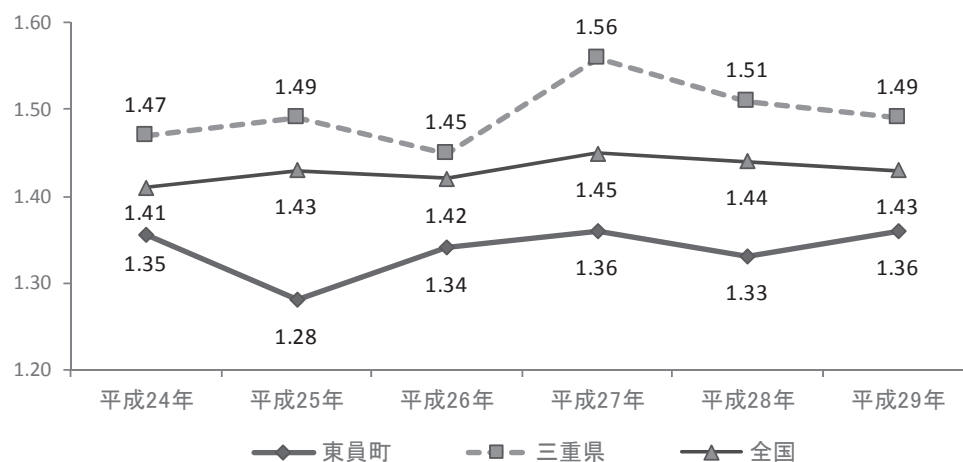
図 8 出生数および出生率（人口千対）の推移



資料：三重県衛生統計年報

本町の合計特殊出生率*をみると、全国、三重県と比べて低い数値で推移していますが、平成 26 年（2014 年）以降は横ばい傾向にあり、平成 29 年で 1.36 となっています。

図 9 合計特殊出生率*の推移



資料：人口動態統計（全国）

三重県衛生統計年報

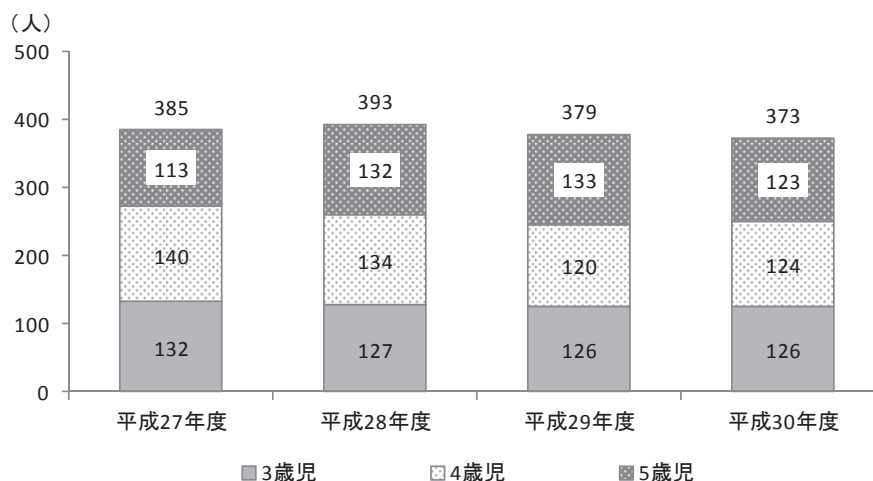
2 教育・保育施設の現状

(1) 幼稚園・保育園入所状況

本町の幼稚園・保育園在籍状況をみると、幼稚園の在籍数は減少傾向にあり、平成30年度で373人となっています。

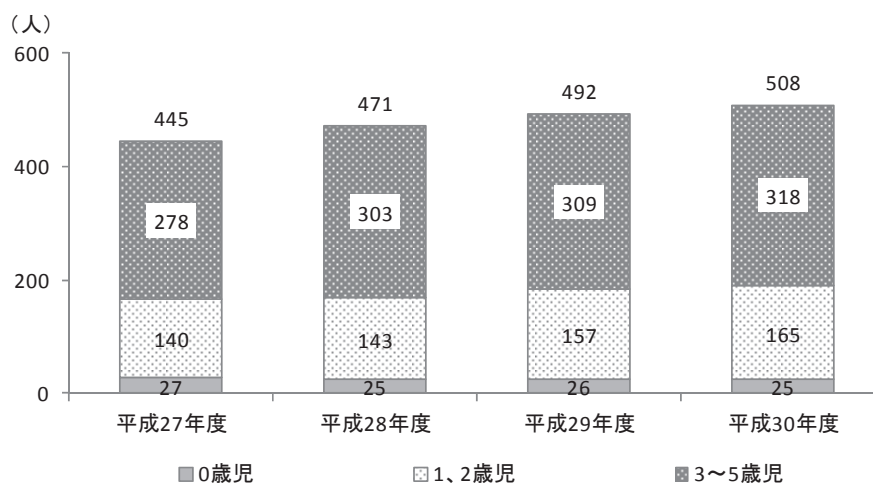
保育園の在籍数は年々増加し、平成30年度で508人となっています。

図10 年齢別幼稚園の在籍数の推移



資料：学校教育課資料（各年3月1日現在）

図11 年齢別保育園の在籍数の推移



資料：学校教育課資料（各年3月1日現在）

（２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の状況

本町の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の延べ利用人数は、なかよし広場とちびっこパークで平成 29 年度をピークに利用者数が減少しており、平成 30 年度のなかよし広場は 6,581 人、ちびっこパークは 1,631 人となっています。

図 12 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の利用状況

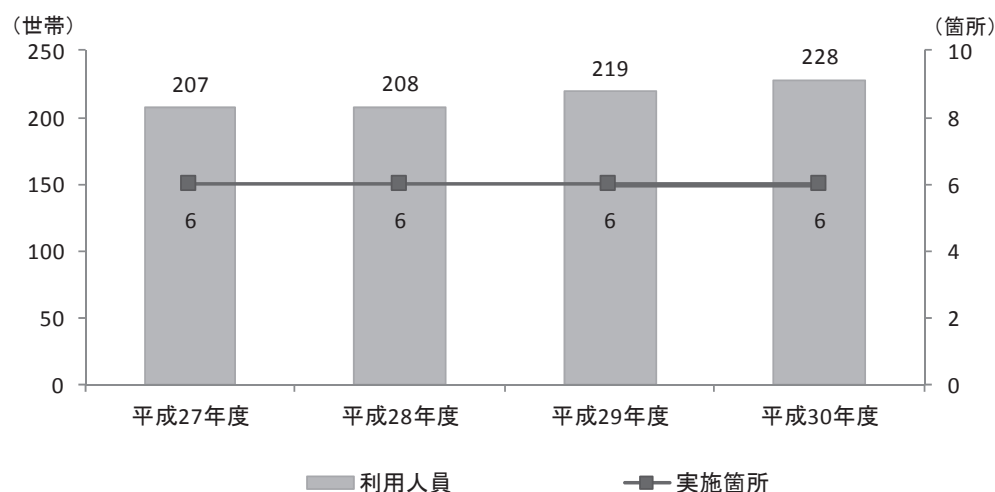
延べ利用人数	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
なかよし広場	7,793人	8,391人	7,552人	9,314人	6,581人
ちびっこパーク	1,814人	1,544人	1,599人	1,901人	1,631人
おでかけ広場	558人	444人	416人	429人	482人

資料：子ども家庭課資料

（３）放課後児童クラブ（学童保育所）の状況

本町における放課後児童クラブは、6 か所で実施していますが、令和 2 年度からは 7 か所で実施します。利用人員は、増加傾向となっており、平成 30 年度は 228 人となっています。

図 13 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況



資料：子ども家庭課資料

(4) ファミリー・サポート・センターの利用状況

本町のとういんファミリー・サポート・センターの利用状況を見ると、延べ利用人数は減少傾向にあり、平成 30 年度では 133 人日となっています。

図 14 とういんファミリー・サポート・センター利用状況の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	292人日	285人日	280人日	250人日	133人日

資料：子ども家庭課資料

3 第2期子ども・子育て支援事業計画にかかるアンケート調査の結果と分析

【調査の概要】

①調査の目的

本調査は、教育・保育給付および子育て支援に関する現状や今後の利用希望などについて、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、町内に居住する就学前の子どもと小学校の子どもを持つ保護者を対象に実施しました。

②調査結果

調査の実施方法および結果については次のとおりです。

- 調査地域 東員町全域
- 調査対象 就学前児童と小学生児童の保護者
- 配布・回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,035	551	53.2%
小学生児童	1,083	541	50.0%

- 調査方法 郵送配布・回収
- 調査時期 令和元年7月19日（金）～8月19日（月）

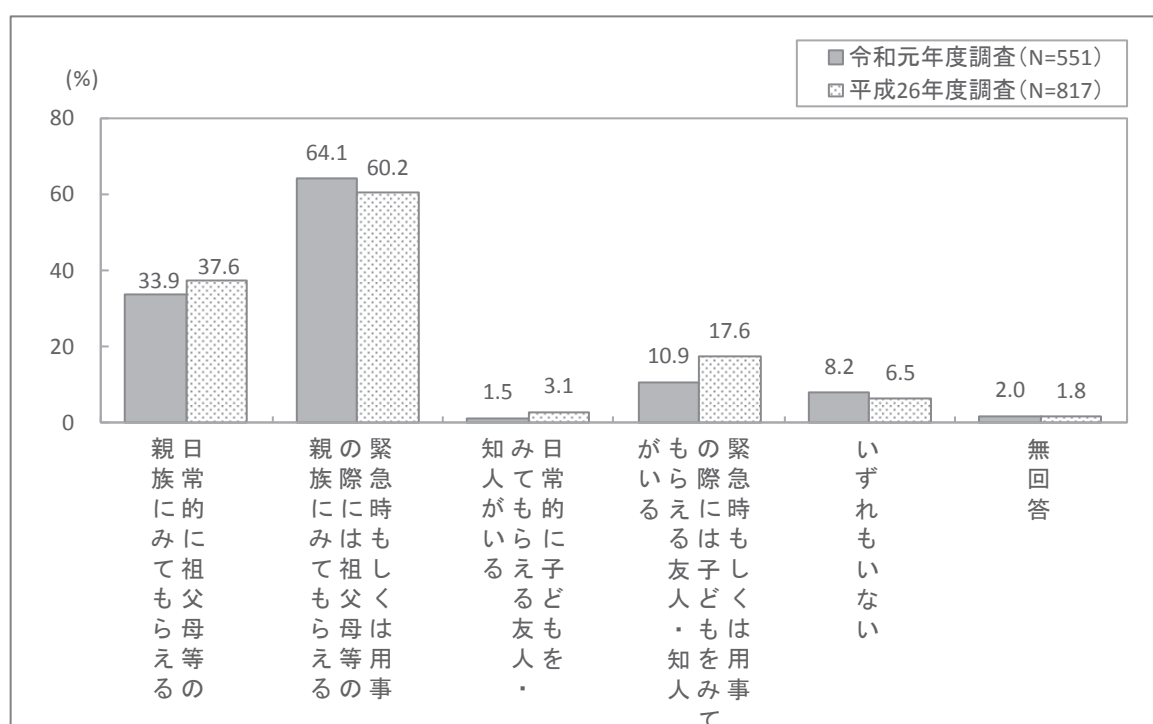
(1) お子さんご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

就学前児童

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が64.1%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が33.9%、「緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が10.9%の順となっています。前回の平成26年度調査に比べ今回の調査では、「緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が大きく減少しています。

【親族、知人の子育て支援の有無】



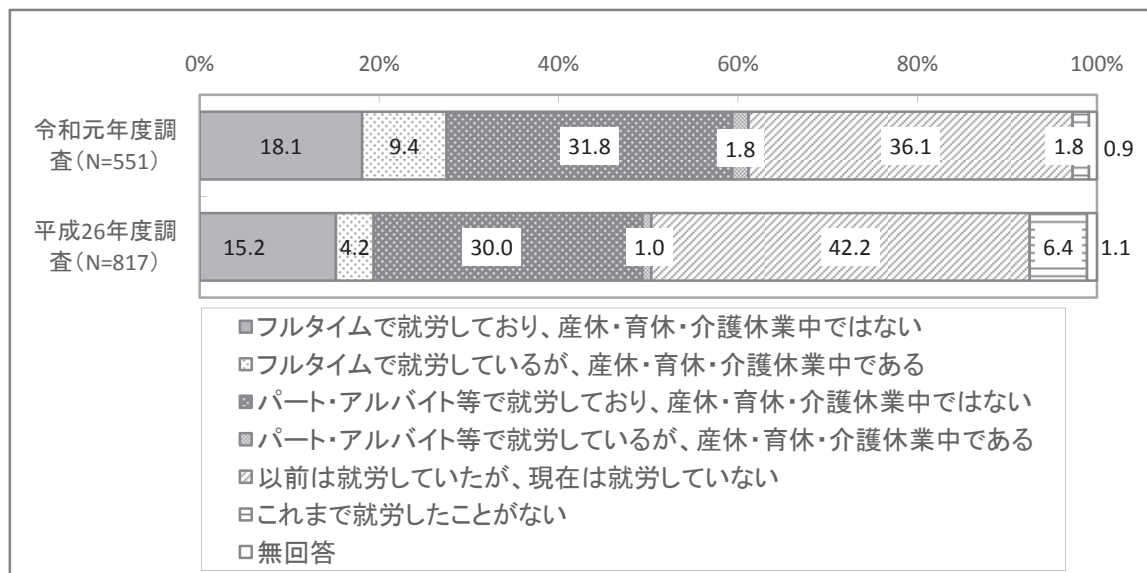
② 母親と父親の就労状況

【母親】

就学前児童

母親の就労状況についてみると、「以前は就労したが、現在は就労していない」が36.1%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.8%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.1%の順となっています。また、母親で就労している人は、約6割（61.1%）を占めています。前回の平成26年度調査に比べ今回の調査では、フルタイム、パート・アルバイトで就労している母親が増加しています。

【母親の就労状況】

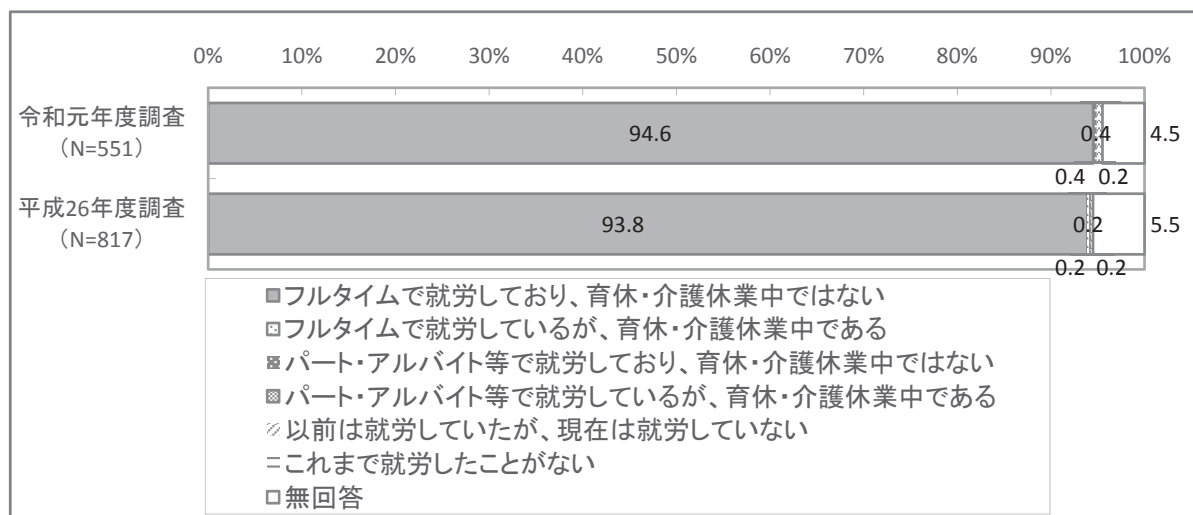


【父親】

就学前児童

父親の就労状況についてみると、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が94.6%と最も多くなっています。また、父親で就労している人は、95.0%となっています。前回の平成26年度調査に比べ今回の調査では、大きな変化はありません。

【父親の就労状況】

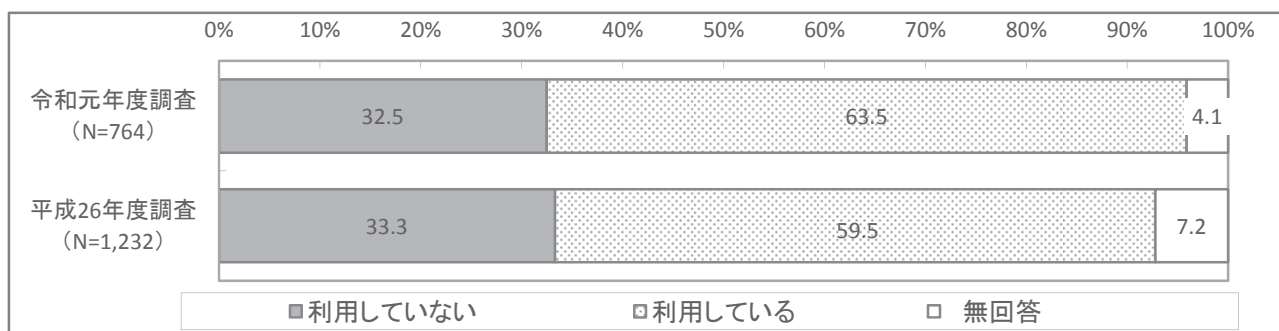


（２）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

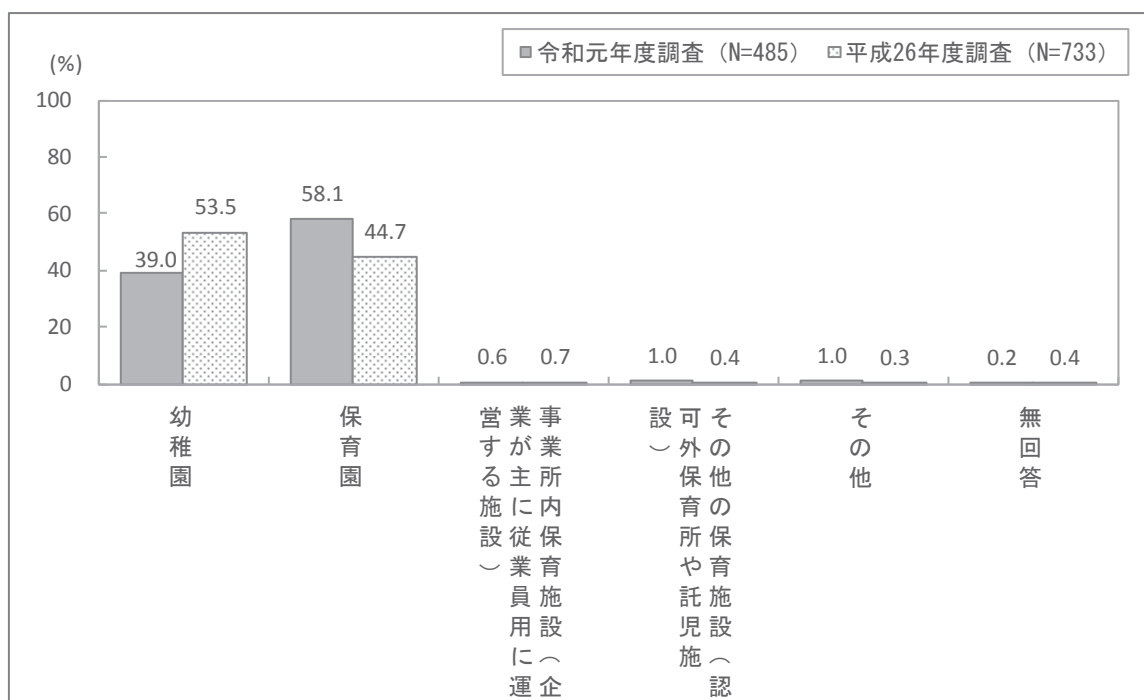
現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」の利用の有無については、「利用している」人が 63.5%、「利用していない」人が 32.5%となっています。前回の平成 26 年度調査では、「利用している」人が 59.5%、「利用していない」人が 33.3%となっており、今回の調査と比較して大きな変化はありません。

【定期的に利用している事業の有無】



平日に利用している教育・保育事業については、「保育園」が 58.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が 39.0%となっています。前回の平成 26 年度調査に比べ今回の調査では、幼稚園の利用が減少し、保育園の利用が増加しています。

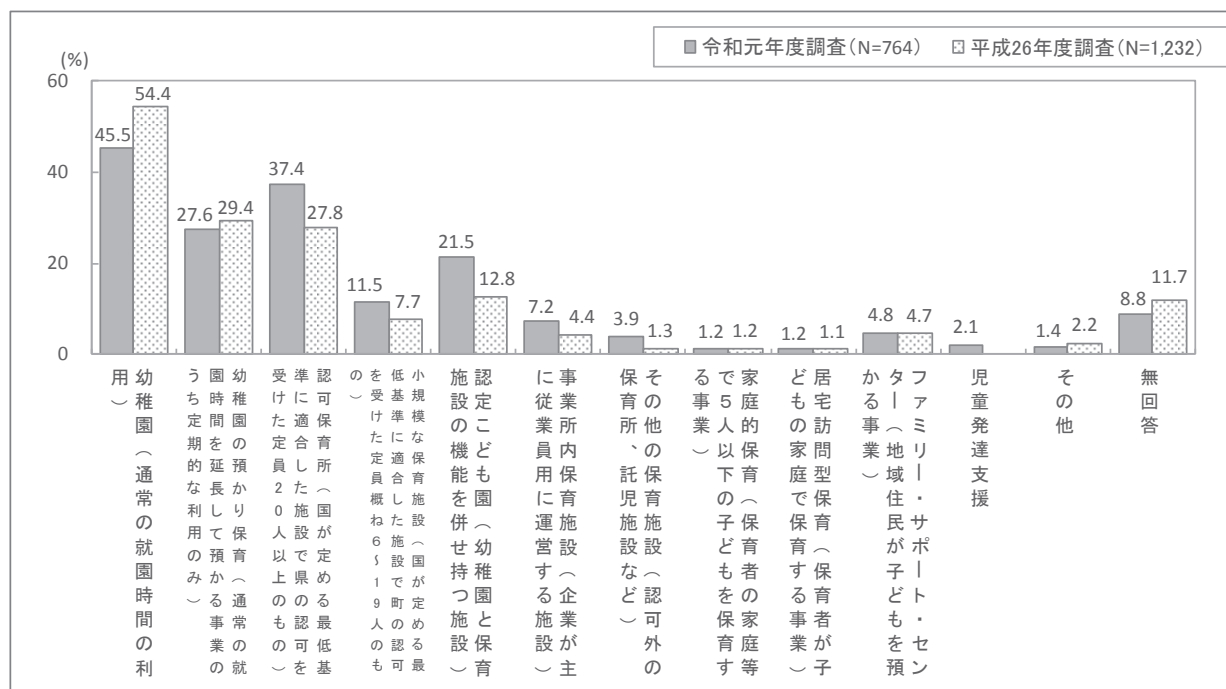
【定期的に利用している事業】



② 平日利用したい教育・保育事業

平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業については、「幼稚園」が45.5%と最も多く、次いで「認可保育所」が37.4%、「幼稚園の預かり保育*」が27.6%、「認定こども園」が21.5%の順となっています。前回の平成26年度調査に比べ今回の調査では、「認可保育所」や「認定こども園」が大きく増加しています。

【利用を希望する事業】

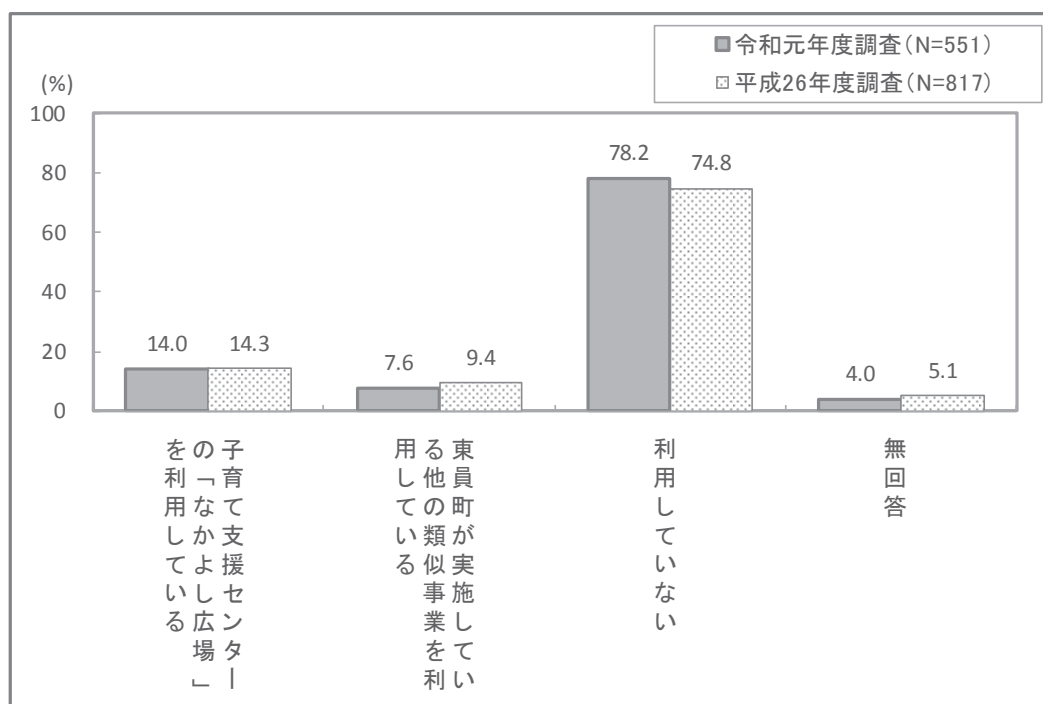


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業などの利用状況

現在、子育て支援センターの利用状況については、「利用していない」が78.2%と最も多くなっています。利用している人では、「なかよし広場」を利用している」が14.0%、「東員町が実施している他の類似事業を利用している」が7.6%となっています。前回の平成26年度調査と今回の調査では、大きな変化はみられません。

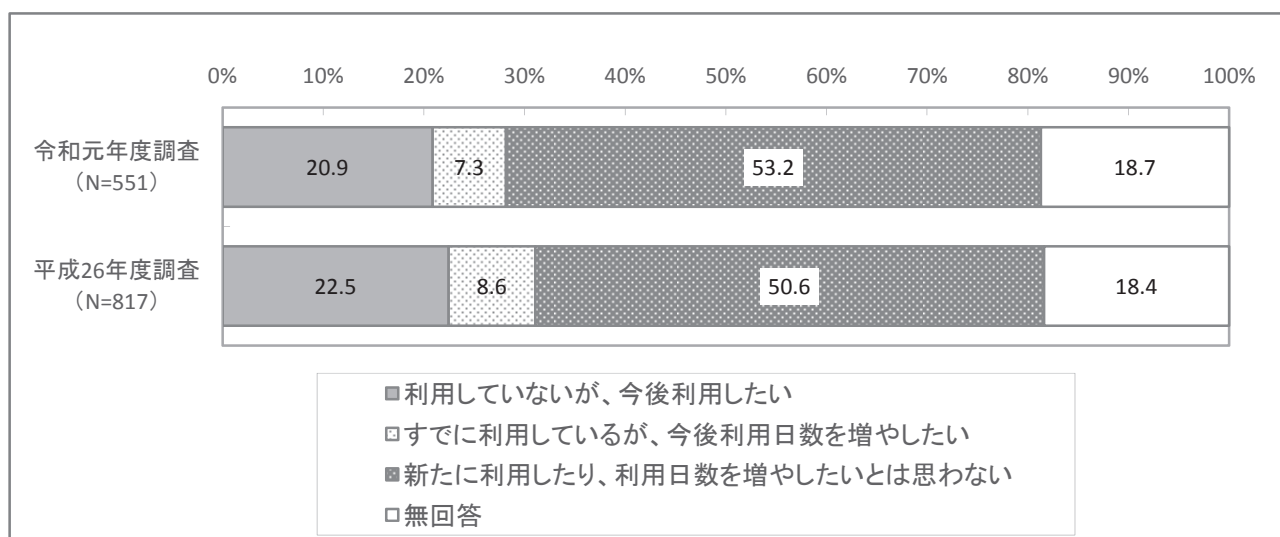
【子育て支援センターの利用状況】



② 子育て支援センターの利用希望

今後の子育て支援センターの利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 53.2%と最も多くなっています。利用を希望している人では、「利用していないが、今後利用したい」が 20.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 7.3%となっています。前回の平成 26 年度調査と今回の調査では、大きな変化はみられません。

【子育て支援センターの今後の利用意向】



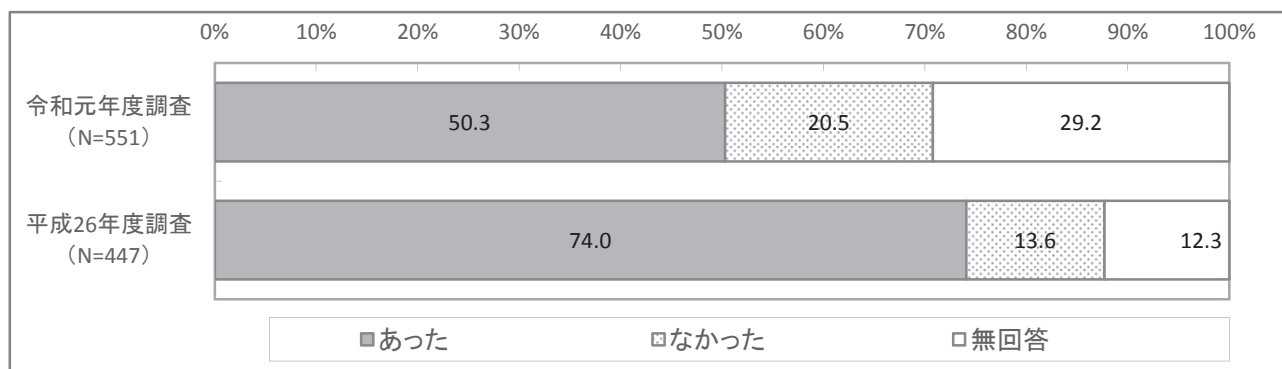
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

就学前児童

この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについては、「あった」人は50.3%、「なかった」人が20.5%となっています。前回の平成26年度調査に比べ今回の調査では、「あった」が大きく減少しています。

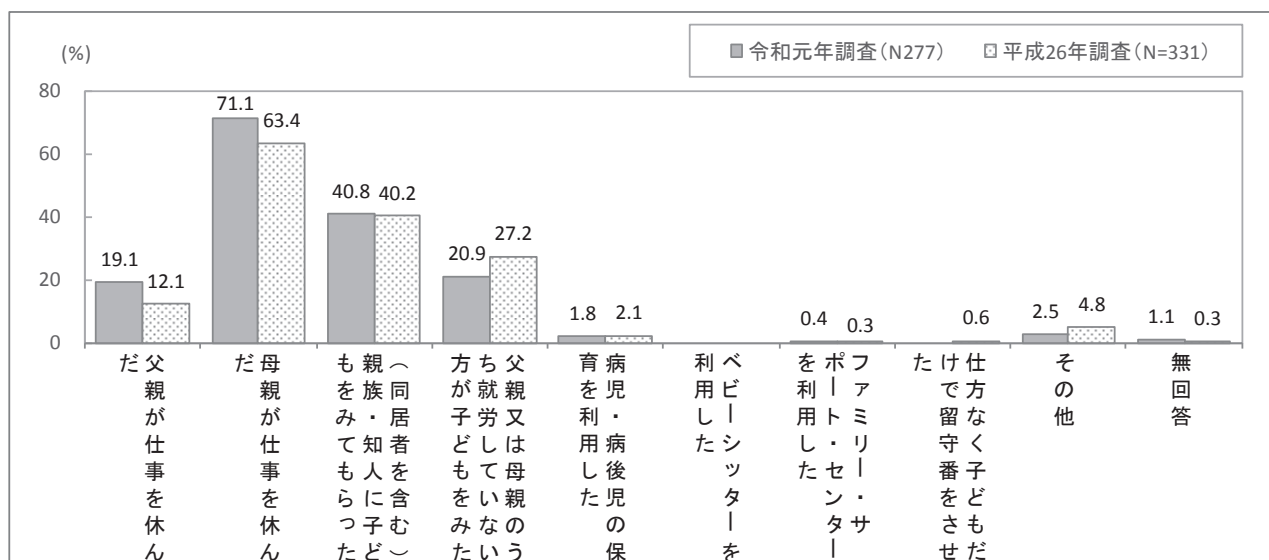
【病気で事業が利用できなかったことの有無】



就学前児童

子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった時の対処法は、「母親が休んだ」が71.1%と最も多く、次いで、「親族・知人に子どもをみてもらった」が40.8%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が20.9%の順となっています。前回の平成26年度調査に比べ今回の調査では、「母親が仕事を休んだ」が増加しています。

【病気で事業が利用できなかったときの対処法】

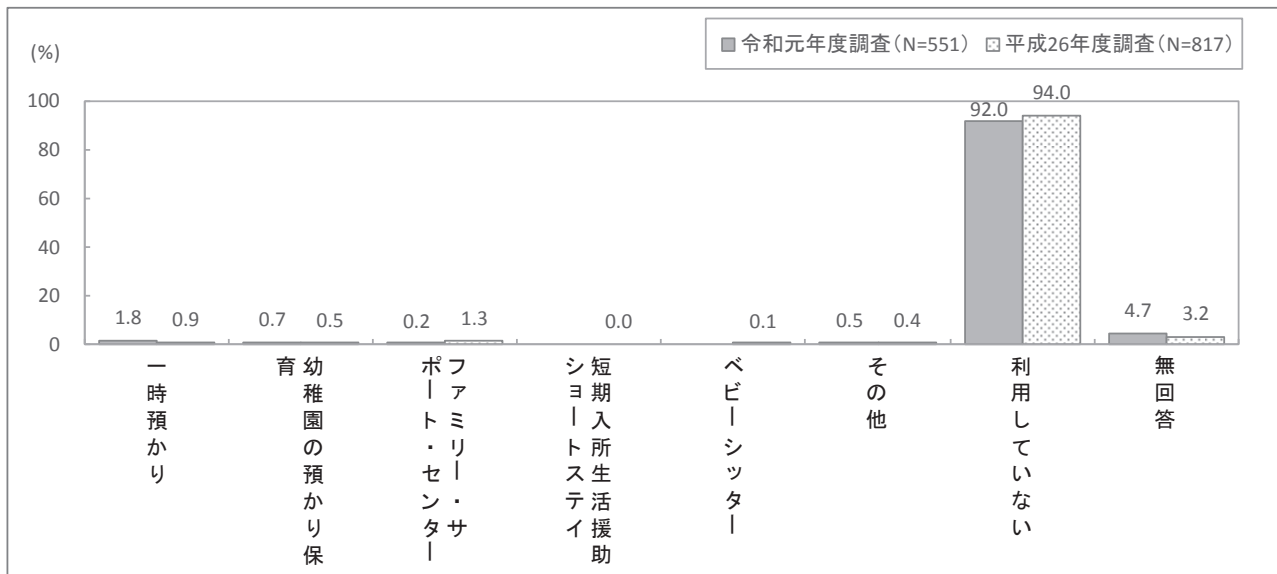


② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

就学前児童

この1年間に、私用や親の通院、不定期の仕事などを理由に、子どもを預かるサービスの利用状況については、「利用していない」が92.0%となっています。利用している人では、「一時預かり」が1.8%、「幼稚園の預かり保育」が0.7%となっています。前回の平成26年度調査と今回の調査では、大きな変化はみられません。

【子どもを預かるサービスの利用状況】

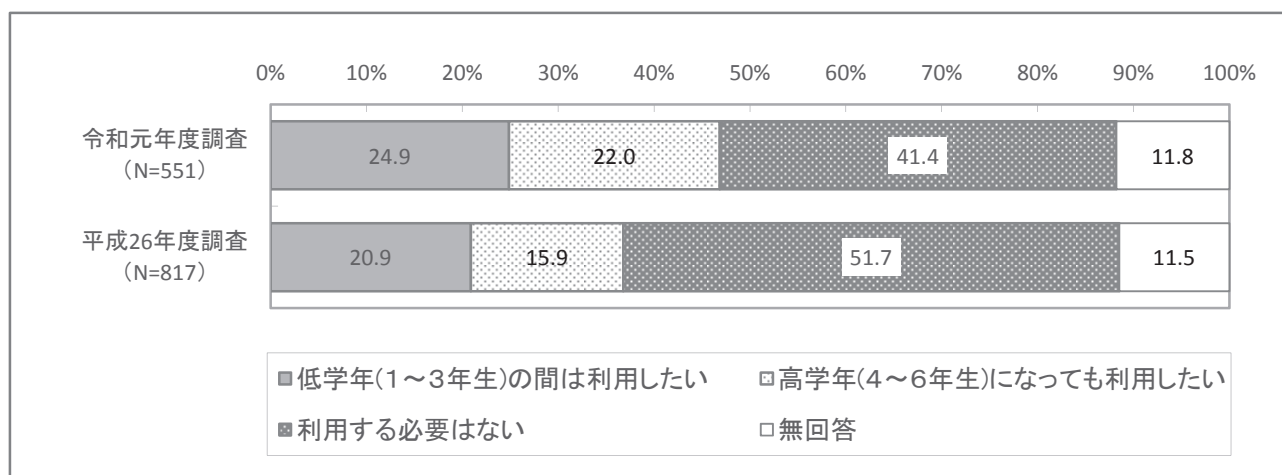


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

放課後児童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が41.4%と最も多く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が24.9%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が22.0%の順となっています。前回の平成26年度調査に比べ今回の調査では、「利用したい」が増加しています。

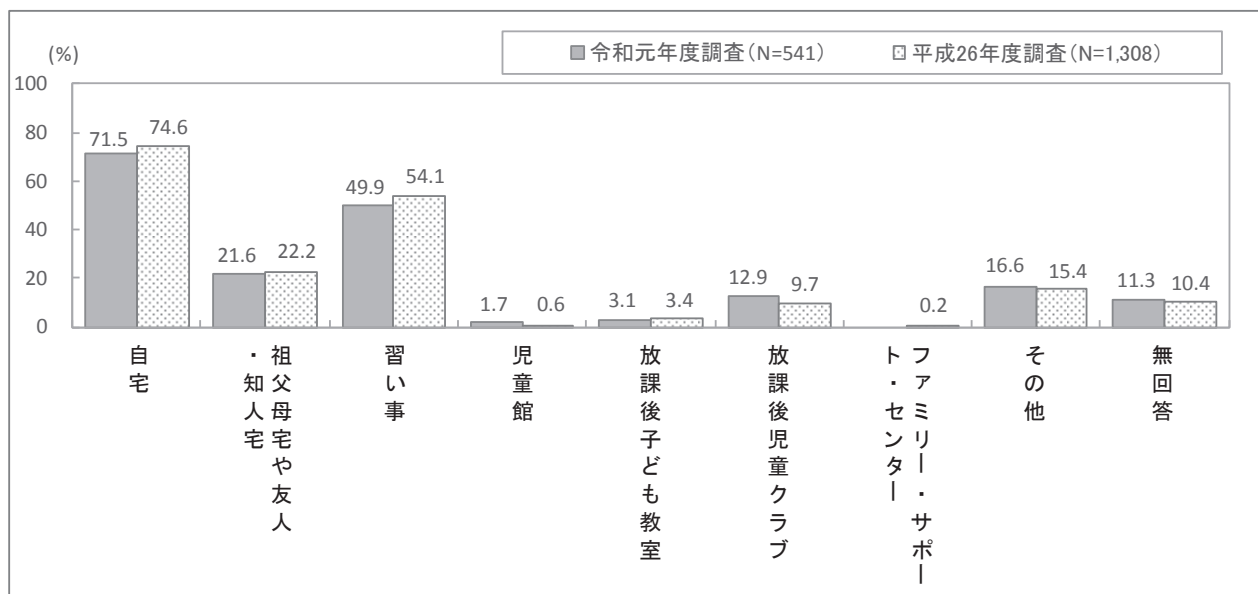
【放課後児童クラブの利用希望】



② 希望する今後の放課後の過ごし方

放課後の時間の過ごし方については、「自宅」が 71.5%と最も多く、次いで「習い事」が 49.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 21.6%の順となっています。前回の平成 26 年度調査と今回の調査では、大きな変化はみられませんが、「放課後児童クラブ」がやや増加しています。

【放課後の過ごし方】



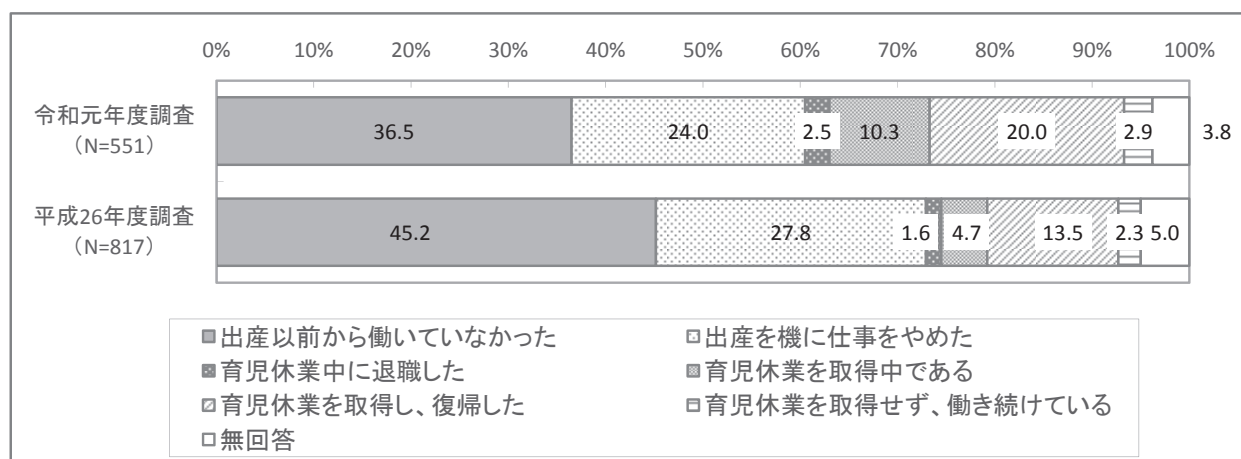
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況と、職場復帰の時期

【母親】

育児休業制度の利用状況については、「出産以前から働いていなかった」が 36.5%と最も多く、次いで、「出産を機に仕事をやめた」が 24.0%、「育児休業を取得し、復帰した」が 20.0%となっています。前回の平成 26 年度調査に比べ今回の調査では、「育児休業を取得し、復帰した」が増加しています。

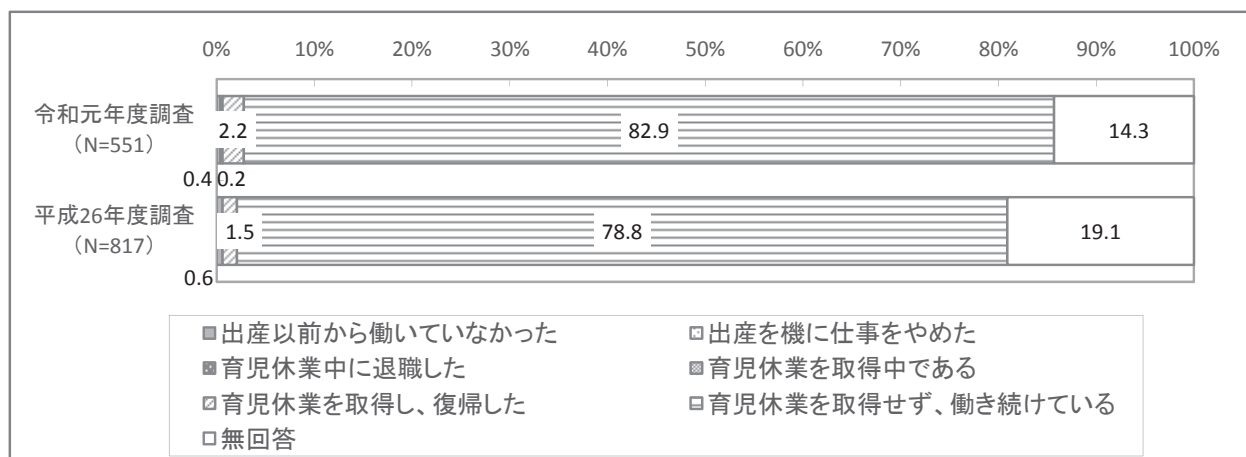
【母親の育児休業制度の利用状況】



【父親】

育児休業制度の利用状況については、育児休業制度の利用状況については、「育児休業を取得せず、働き続けている」が 82.9%と最も多く、次いで、「育児休業を取得し、復帰した」が 2.2%、「出産以前から働いていなかった」が 0.4%となっています。

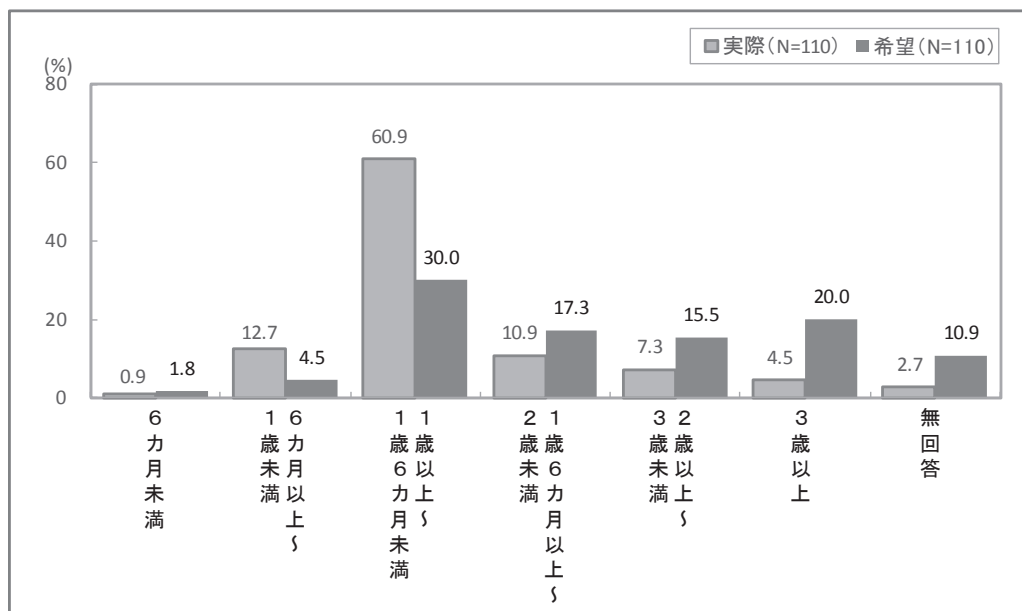
【父親の育児休業制度の利用状況】



【母親】

育児休業の実際の取得期間については、「1歳以上～1歳6カ月未満」が60.9%と最も多く、次いで「6カ月以上～1歳未満」が12.7%、「1歳6カ月以上～2歳未満」が10.9%の順となっています。また、母親の希望については、「1歳～1歳6カ月」が30.0%と最も多く、次いで「3歳以上」が20.0%、「1歳6カ月以上～2歳未満」が17.3%の順となっています。

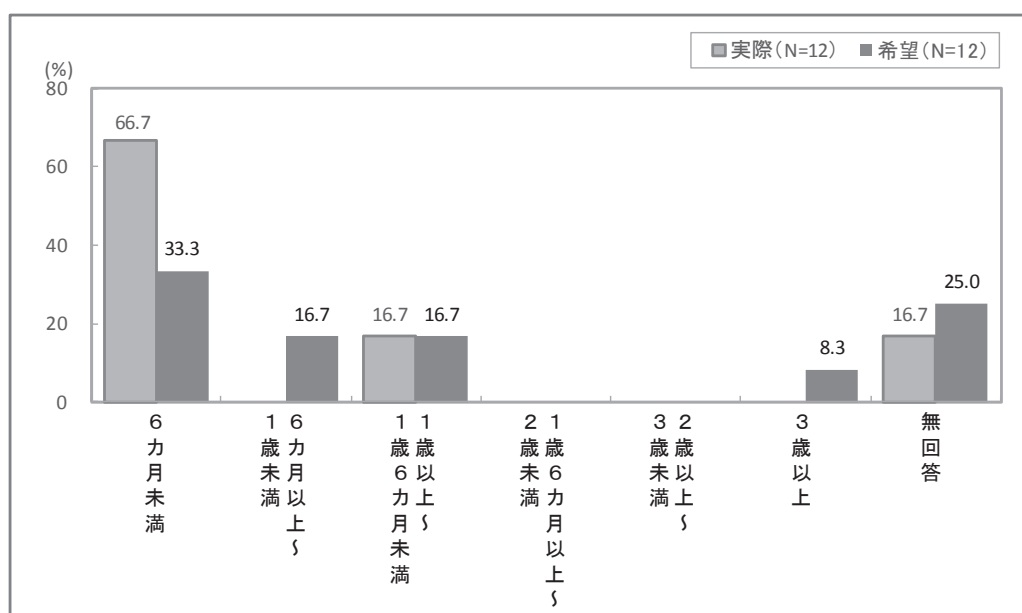
【母親の育児休業取得状況と希望する育児休業取得期間】



【父親】

育児休業の実際の取得期間については、「6カ月未満」が66.7%と最も多くなっています。また、父親の希望については、「6カ月未満」が33.3%と最も多くなっています。

【父親の育児休業取得状況と希望する育児休業取得期間】

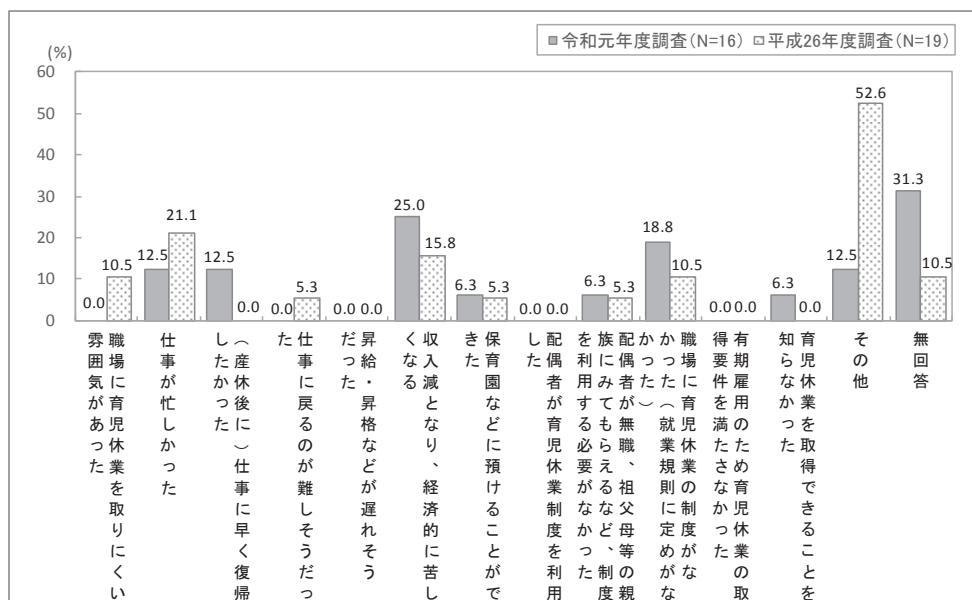


② 取得せず働き続けている理由

【母親】

取得していない理由については、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 25.0%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が 18.8%、「仕事が忙しかった」「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」が 12.5%の順となっています。前回の平成 26 年度調査に比べ今回の調査では、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が増加しています。

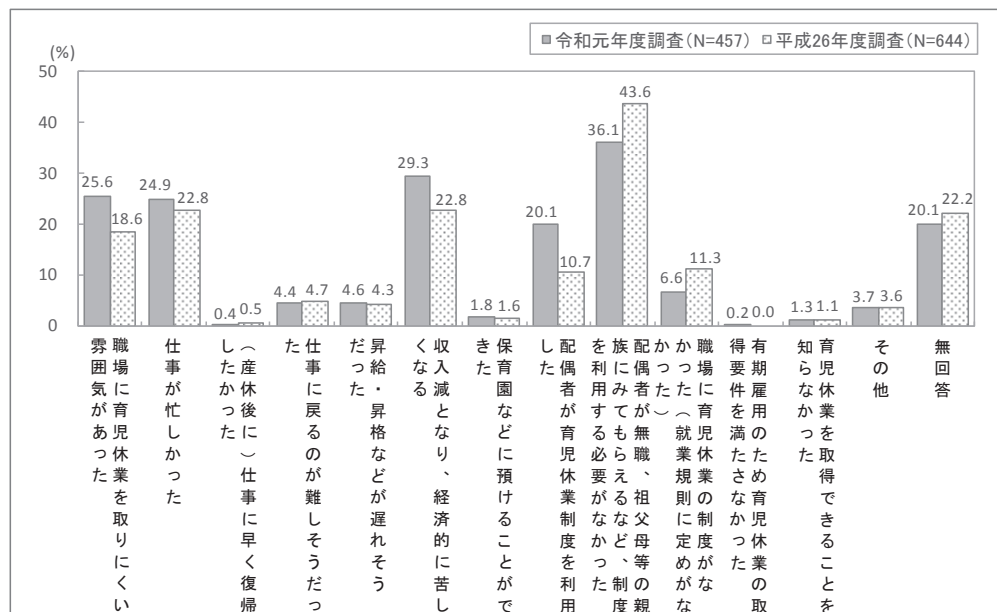
【母親が育児休業制度を取得していない理由】



【父親】

取得していない理由については、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 36.1%と最も多く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 29.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 25.6%の順となっています。前回の平成 26 年度調査に比べ今回の調査では、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が増加しています。

【父親が育児休業制度を取得していない理由】



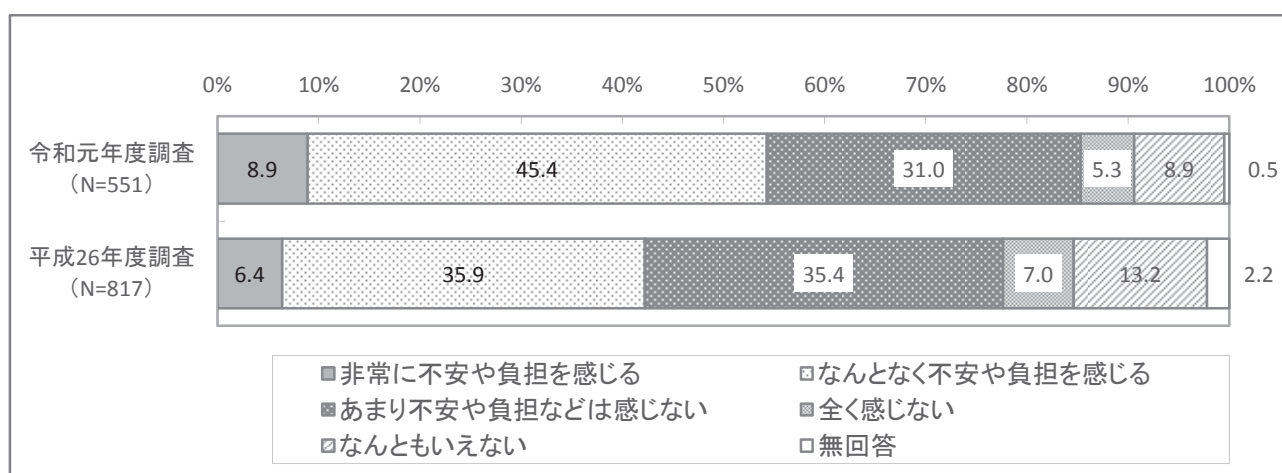
(7) 子育て全般について

① 子育てに関する不安感、負担感

就学前児童

子育ての不安感や負担感については、「なんとなく不安や負担を感じる」が45.4%と最も多く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」が31.0%、「非常に不安や負担を感じる」「なんともいえない」が8.9%の順となっています。前回の平成26年度調査に比べ今回の調査では、「不安や負担を感じる」が増加しています。

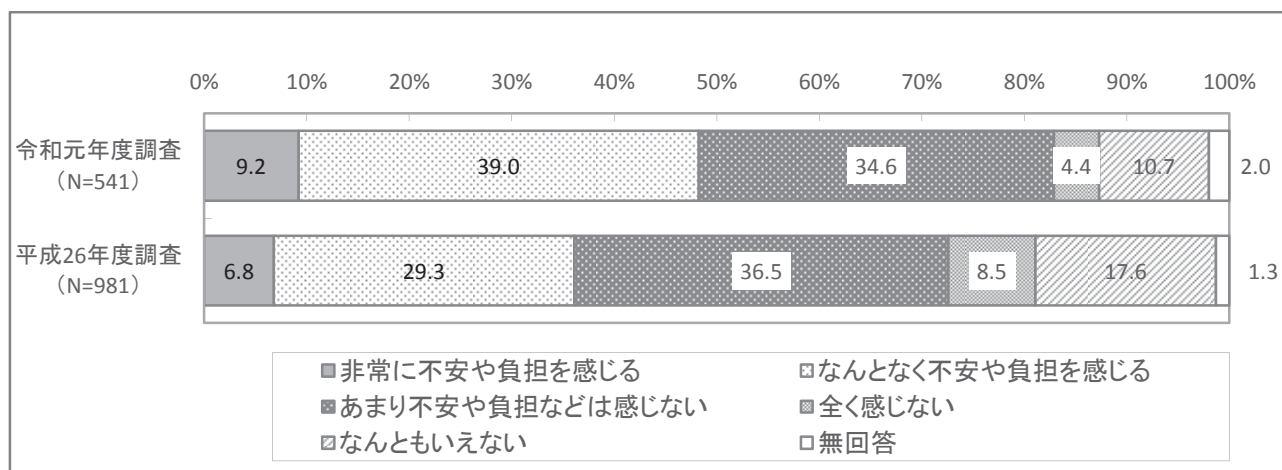
【子育ての不安感や負担感について】



小学生児童

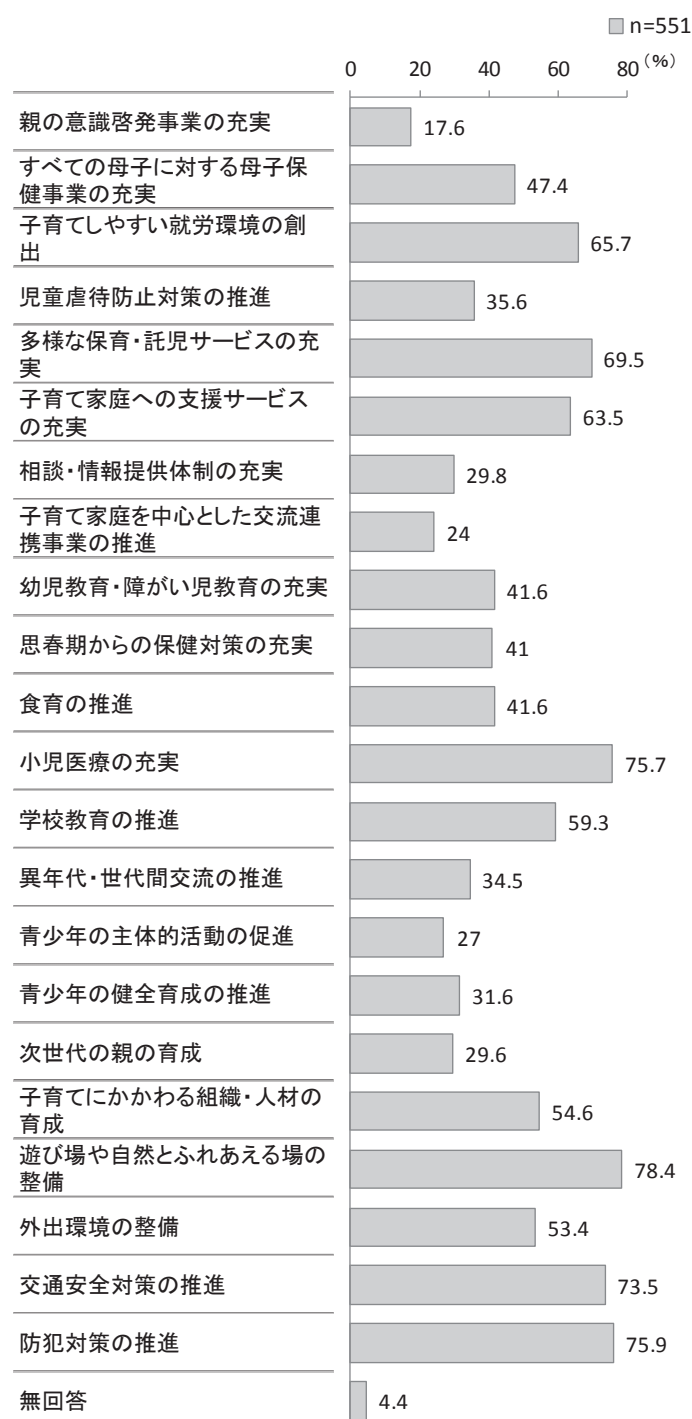
子育ての不安感や負担感については、「なんとなく不安や負担を感じる」が39.0%と最も多く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」が34.6%、「なんともいえない」が10.7%の順となっています。前回の平成26年度調査に比べ今回の調査では、「不安や負担を感じる」が増加しています。

【子育ての不安感や負担感について】



(8) 実施して欲しい子育て支援・施策について

実施して欲しい子育て支援・施策については、「遊び場や自然とふれあえる場の整備」が78.4%と最も多く、次いで「防犯対策の推進」が75.9%、「小児医療の充実」が75.7%、「交通安全対策の推進」が73.5%の順となっています。



4 東員町の子ども・子育てを取り巻く課題

(1) 妊娠期から子どもを産み、育てる親への支援の充実

現状と課題

アンケート調査の結果では、子育てに関して、不安感や負担感を感じている就学前児童の保護者は 5 割を超えており、前回の調査からも増加傾向がみられます。核家族化の進行や人間関係の希薄化、情報過多な社会構造なども影響し、子育てに対する負担感や出生後の乳幼児の発達・発育に対する心配を抱えた母親が育児不安に陥り、更には、子どもへの不適切な関わりに繋がるものが懸念されます。また、共働き家庭が増え、就労する母親も多くなっており、母親の就労ニーズが高まっています。

そこで、妊娠期から子どもを産み、育てる親への支援の充実として、育児に関する悩みを一人で抱え込むことがないよう、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していく必要があります。また、子どもの権利保障に向けた住民意識の醸成と子どもを対象とした啓発活動に取り組む必要があります。更に、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、企業を含めたワーク・ライフ・バランスの環境整備や父親の子育て参加を促進する取り組み、各種施策による経済的な支援や心と身体のケアについての支援などが必要です。

(2) 子育て・子育ての支援の充実

現状と課題

就学前施設の入園状況をみると、保育園においては、在籍者数は増加傾向で推移しています。さらに、一部地区では急激な子育て世帯の転入がみられることから、児童の増加が予測されています。しかし、少子化の進行や生活スタイルの多様化などにより、家庭や地域で子ども同士がかわる機会の減少が懸念されています。そのため、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。また、全国的に発達に心配のある子どもが増加傾向にあるといわれ、本町においても同様となっています。

そこで、共働き家庭の増加などによる保育需要の高まりに対応するため、保育ニーズに対応した提供体制の整備を検討する必要があります。また、子育て支援センターや幼稚園・保育園の園庭開放など、子育てする保護者が気軽に集い、交流や相談ができる場の提供を継続して実施することが求められています。あわせて、医療費助成による経済的な支援のほか、幼稚園・保育園から小学校への円滑な接続、発達支援や療育*支援の体制を強化するとともに、ひとり親家庭の増加や多様化する働き方に対応できる支援体制の構築が求められています。

(3) 親と子の健康づくりの促進

現状と課題

SNSなどの普及に伴い、さまざまな情報が容易に手に入りやすくなりましたが、誤った情報により不安が助長されたり、機器の不適切な使用により健康への影響が懸念されます。

そこで、生活のリズムを整え、正しい食生活を身に付けることや、親子のコミュニケーションを増やすための継続的な活動の啓発が求められています。

一方、思春期からの保健対策では、小・中学校での思春期の性に対する正しい知識の普及啓発が求められています。また、子どもの疾病の予防や早期発見のため、地域の医療機関と連携を図り、かかりつけ医の必要性の啓発とともに、疾患の診断や治療が迅速にできる小児医療体制の充実を働きかける必要があります。

(4) 生きる力^{*}を育む教育・体験交流の推進

現状と課題

子どもの生活様式の変化や生活習慣の乱れに加え、スポーツ、外遊びに不可欠な要素である時間、空間、仲間の減少によって、子どもの体力の低下が問題となっています。あわせて、いじめや不登校^{*}、問題行動など子どもの心の問題もみられます。また、少子高齢化の進行による地域の伝統文化を継承する担い手の減少、ライフスタイルの変化や多様化などにより、伝統文化の継承が困難になってきています。

そこで、生きる力^{*}を育む教育・体験交流の推進として、家庭と学校と地域が連携し、さまざまな情報が氾濫する変化の激しい現代社会を生きる子どもたちの「生きる力^{*}」を育むため、基



礎的・基本的な知識や技能だけでなく、自ら課題を見つけ、学び、適切な判断をして問題解決できる「確かな学力^{*}」を身につけられるよう、子どもの相談体制の充実、判断能力やコミュニケーション能力を育てる教育など、教育・保育体制の一層の充実を図ることが重要です。あわせて、地域の伝統文化を継承する活動の充実が求められています。

(5) 子どもの育ちを支える地域環境の整備

現状と課題

少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、ライフスタイルの多様化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっており、地域で子どもを育てるという意識が薄れてきています。また、全国的に通園、通学途中の子どもの命が奪われる痛ましい事故の発生や、大地震や大型台風などの自然災害の増加がみられます。

そこで、子どもの育ちを支える地域環境の整備として、通学路の安全確保と見守りの継続的な実施や、危機管理マニュアルの定期的な見直しが必要です。あわせて、子育てや子どもの見守りについて、ボランティアの高齢化や人材不足から、若い世代の参加が求められており、今後もより一層、地域やPTAと連携し子どもの安全を確保する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

子どもの未来を育むまち 東員

未来を築き社会の担い手となる子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりを実現していくためには、子育ての基盤は家庭であり、子育ては第一義的責任として親が担うべき重要な役割であるという考え方を基本としながらも、大人の相互理解を基本に、地域全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切だと考えます。

そのためには、子どもたちの発達段階に応じた確かな学力*・豊かな心・健やかな体の3つの「生きる力*」を、保護者と地域の方々とともに育み「安定した子育て、子育て」ができるよう、互いの関係づくりを心がけていきます。

本計画では、子どもたちの幸せや子どもにとって最もよいことを第一に考え、次世代育成支援対策地域行動計画の基本理念「安全安心で子育てができるまち」を継承するとともに、子ども・子育て支援法の理念や方向性を踏まえ、『子どもの未来を育むまち 東員』を基本理念とし、子育て支援の施策を推進します。第1次計画と同様に、本町では教育・保育事業の提供区域を、1区域（町全域）として設定します。

2 基本的な視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を行い、新しい支え合いの仕組みを構築することが必要となっています。

本計画では、次の3つを基本的な視点として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策の取り組みを行っていきます。

（1）子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としてさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、乳幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質で適切な内容および水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

（2）親としての育ちの視点

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を持つことを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものよ

り良い育ちを実現することにほかなりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、おのおのが協働*し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には幼稚園や保育園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源があり、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。



3 基本目標

基本理念を実現するために、次の5項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 妊娠期から子どもを産み、育てる親への支援の充実

家庭において子どもが基本的な生活習慣や能力を身につけられるよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や気軽に相談できる場づくりなど、安全で快適な妊娠、出産環境を確保し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の充実を目指します。

また、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実を目指します。

基本目標2 子育て・子育ての支援の充実

子育てをしているすべての家庭が子育てに伴う喜びを実感できるように、相談や適切な情報提供を行うとともに、多様なニーズに対応した保育サービスなどの充実を図ります。

行政と地域が一体となってさまざまな子育て支援の取り組みを推進するとともに、すべての子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援の充実を図ります。

基本目標3 親と子の健康づくりの促進

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となる食育を推進するとともに、思春期保健対策を推進します。

また、子どもの病気や事故などに対応するため、救急医療体制や疾病・障がいの早期発見など、子どもの医療体制の充実を働きかけます。

基本目標4 生きる力*を育む教育・体験交流の推進

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重されるとともに、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを整備します。

また、家庭、学校・幼稚園・保育園等、地域が一体となって、子ども自らの生きる力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを産み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。



基本目標5 子どもの育ちを支える地域環境の整備

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、地域住民が協働*し、地域の実情を踏まえた、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。



また、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安心して安全に暮らせる生活環境の整備を推進します。

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

『SDGs』とは

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。

○SDGs の「誰一人取り残さない」という考えは、「子どもの未来を育むまち 東員」を基本理念とする、東員町子ども・子育て支援事業計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。そのため、本町の子ども・子育て施策を推進するに当たっては、SDGs を意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会におけるさまざまな担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。



4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】

子どもの未来を育むまち 東員	1 妊娠期から 子どもを産み、 育てる親への 支援の充実	1 親の意識啓発事業の充実	P.38
		2 すべての母子に対する母子保健事業の充実	P.39
		3 子育てしやすい就労環境の創出	P.40
		4 児童虐待防止対策の推進	P.40
	2 子育て・子育て の支援の充実	1 多様な保育・託児サービスの充実	P.41
		2 子育て家庭への支援サービスの充実	P.42
		3 相談・情報提供体制の充実	P.43
		4 子育て家庭を中心とした交流連携事業の推進	P.44
		5 幼児教育・障がい児教育の充実	P.45
	3 親と子の健康 づくりの促進	1 思春期からの保健対策の充実	P.46
		2 食育の推進	P.46
		3 小児医療の充実	P.47
	4 生きる力を育む 教育・体験交流 の推進	1 学校教育の推進	P.48
		2 異年代・世代間交流の推進	P.49
		3 子どもの主体的活動の促進	P.50
		4 子どもの健全育成の推進	P.50
		5 次世代の親の育成	P.51
	5 子どもの育ちを 支える地域環境 の整備	1 子育てにかかわる組織・人材の育成	P.52
		2 遊び場や自然とふれあえる場の整備	P.52
		3 外出環境の整備	P.53
		4 交通安全対策の推進	P.53
		5 防災・防犯対策の推進	P.54

第4章 基本目標ごとの具体的な取り組み

基本目標1 妊娠期から子どもを産み、育てる親への支援の充実

施策1 親の意識啓発事業の充実

地域で子どもと子育て家庭を温かく見守り、子ども・子育て支援を推進できるよう、住民や地域団体、企業などを含めた地域全体の子ども・子育て支援についての理解を促進するとともに、子どもの人権・権利を守りながら、子どもと子育て家庭を見守り支えていくための地域づくりを推進します。

No	項目	内容	担当課
1	子ども・子育て支援への理解の促進と意識啓発	地域全体で子どもの健全育成や子育て支援に取り組めるよう、さまざまな機会や広報の媒体を通じた情報提供を行い、地域での子育ての重要性に対する理解と子育て支援の意識啓発を推進します。	子ども家庭課
2	子どもの権利の尊重	「児童の権利に関する条約」の理念や、「みんなと一歩ずつ未来へ向かっていく東員町子どもの権利条例*」に定められた6つの権利（愛される権利、守られる権利、自分らしく生きる権利、育つ権利、ともに生きる権利、意見を表明し、参加する権利）を尊重し、子ども達が「権利の主体」として自覚や意識を持てるよう、子どもの権利の意識向上に向けた取り組みを実施し、すべての子ども達が愛し愛され幸せに暮らせる町づくりを推進します。 また、三重県同和教育基本方針・三重県人権教育基本方針・東員町人権教育基本方針に基づく教育や啓発事業を実施します。	町民課 子ども家庭課 学校教育課 社会教育課 地域福祉課
3	男女がともに参画する「子育て」しやすい社会づくり	女性の社会進出や男性の育児参加が進むなか、男女がともに子育てに取り組める社会を築くため、家庭、地域、企業などと連携し、男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を進めます。	町民課
4	子育て家庭への教育の推進	母子保健と子育て支援活動の連携事業や「東員町16年一貫教育プラン*」の取り組みを通して、子どもの成長段階に応じた知識の普及や子どもと親の関わり方など、家庭での子育てや教育力の向上のための意識啓発を推進します。また、青少年育成町民会議による子育て（支援）に関わる人を対象とした「子育てのつどい」を開催し、講演会や分散会を通じ、家庭教育についての意識啓発と悩みの解消、仲間づくりを推進します。	子ども家庭課 学校教育課 社会教育課
5	父親の子育て参画の促進	マタニティ教室や親子で参加できる教室の開催を通じ、父親の育児参加に関する意識啓発を推進します。また、土曜日には子育て支援センターを開放し、父親や祖父母と過ごす場を提供します。（年2回）	子ども家庭課 学校教育課

施策2 すべての母子に対する母子保健事業の充実

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

No	項目	内容	担当課
1	妊産婦保健の充実	母子健康手帳・母子保健のしおりの交付など、妊娠・出産・育児に関する知識や情報を提供し、妊産婦が安心して妊娠・出産・育児に臨むことができるよう支援します。妊婦一般健康診査や産婦健康診査の受診の勧奨を行うことで、妊産婦の異常の早期発見に努め、母子の心身の健全成長を促します。	子ども家庭課
2	乳幼児とその母に対する支援の充実	産後の母の健康状態や生活面の保健指導、母乳ケア、育児に関する支援等を通じ、産後も安心して子育てができるよう支援します。体操や交流会などを通して、産後間もない母への心身のケアを促し、子育てに前向きに取り組めるよう支援します。また、地域の子育て支援に関する情報を提供するとともに、途切れのない支援に向けた取り組みを検討します。	子ども家庭課
3	乳幼児の健康診査の充実	乳児一般健康診査として、4か月児健診、10か月児健診の受診を勧奨するとともに、新生児、乳児の訪問指導を充実させ、子どもの発育、発達や育児不安に対する保護者の悩みへの対応を速やかにできるように努めます。幼児健康診査については、1歳6か月児、3歳6か月児を対象に実施し、子どもの身体的発達、精神発達の面からも重要な時期であることから、子どもの健全育成と保護者への育児支援を図ります。また、2歳6か月児健康診査の実施に向けた検討を行います。	子ども家庭課
4	歯科健診の推進	虫歯になりやすい1歳6か月から3歳までの幼児を対象に歯科健診受診の勧奨を行い、虫歯の予防、早期発見、早期治療の重要性を積極的に啓発し、幼児歯科健診の受診率の向上を目指します。また、妊婦に対する歯科健診の受診勧奨を進めます。	子ども家庭課
5	保健に関する各種教室などの開催および支援	乳幼児の親子を対象とした各種教室を開催し、保健・健康に関する知識、技術、情報などを提供するほか、保護者同士の交流の場とし、育児不安の解消につなげます。	子ども家庭課
6	不妊・不育症に悩む夫婦への支援の推進	不妊・不育症治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、治療費等の一部を助成します。	子ども家庭課

施策3 子育てしやすい就労環境の創出

多様化する家族形態と社会情勢の変化に対応した就労環境の整備を推進するため、事業者の労働基準法やその他の関連法令等の遵守はもとより、多様化するハラスメント対策、ワーク・ライフ・バランス等の重要性について、周知、啓発に努めます。

No	項目	内容	担当課
1	事業者への啓発	町内事業者の経営支援などを行う商工会と連携を図り、従来からの当会広報誌やパンフレット等での案内に加え、講習会や説明会等を活用した取り組みができるよう協議します。	産業課
2	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに子育てに取り組める社会を築くため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するよう、家庭、地域、企業などに対する意識啓発を進めます。	町民課

施策4 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、再発防止を適切に行うため、関係機関や地域との連携強化に取り組みます。

No	項目	内容	担当課
1	児童虐待の発生予防および早期発見と再発防止の推進	福祉、保健、医療、教育、警察などの各関係行政機関と住民をメンバーとした要保護児童等対策地域協議会を中核に、児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応に継続して努めます。また、児童虐待の発生予防や再発防止のため、広域な情報の連携を継続するとともに、関係機関における児童虐待防止に対する意識向上のための取り組みを進めます。	子ども家庭課

基本目標 2 子育て・子育ての支援の充実

施策 1 多様な保育・託児サービスの充実

利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じたきめ細やかな保育サービスをより一層充実するとともに、保護者の用事や病気、仕事やリフレッシュの時に子どもを預けることのできるサービスを確保します。

No	項目	内容	担当課
1	幼稚園・保育園の充実	幼稚園教諭、保育士が、子どもの心身の発育・発達に見合った適切な援助をし、自律性・自主性を伸ばすことができるよう、幼稚園教諭・保育士研修や指導主事研修などを通して研さんを深め、幼児教育および保育の質を高めます。 保育園入園希望者の増加に対応するため、保育室の拡充を検討し、幼稚園教諭、保育士の確保に努めます。また、民間事業所による保育事業への参入等、新たな保育サービスについても検討します。	学校教育課
2	低年齢児保育・一時預かりなどの充実	各年齢の保育ニーズを踏まえて、低年齢児保育を実施します。保護者のニーズにあった、新たな保育サービスの必要性や、よりよい時間帯について協議し、検討します。	学校教育課
3	放課後児童クラブの充実	保護者が就労などで昼間家にいない場合、小学校に就学している児童に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図るための事業として、放課後児童健全育成事業を実施するとともに、支援員の資質向上に向けた取り組みを行います。また、今後の施設整備の方向性を見直しを検討します。	子ども家庭課
4	新・放課後子ども総合プラン*の推進	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な体制づくりと事業実施に向け、教育委員会担当課と子育て支援担当課の連携により新・放課後子ども総合プラン*の推進に努めます。	子ども家庭課 学校教育課
5	ファミリー・サポート・センターの運営	仕事と子育ての両立を推進するため、「育児の手助けができる人」と「育児の手助けが必要な人」を結びつけるファミリー・サポート・センターを運営します。	子ども家庭課 (ファミリー・サポート・センター)

施策2 子育て家庭への支援サービスの充実

各種手当等の経済的支援を行うとともに、さまざまな困難を抱えた家庭が自立し、安定した生活を送ることができるよう、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援などの充実に努めます。また、特別な支援を必要とする子どもが豊かな地域生活を送ることができるよう、個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させます。

No	項目	内容	担当課
1	経済的負担の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給、子ども医療費助成、就学援助制度*を継続して実施します。	子ども家庭課 保険年金課 学校教育課
2	支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援の充実	乳幼児健診の重要性を周知し、発達に心配のある子どもを見極め、早期の療育*や専門機関へつなぐ支援を継続します。特別児童扶養手当の申請・相談や障がい者医療費助成を継続して実施します。	子ども家庭課 地域福祉課 保険年金課
3	療育*事業の充実	集団や個別による療育*教室を実施し、発達に心配のある子どもの日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応力向上のためのプログラムを継続して実施します。また、小学生を対象とした療育*を実施し、途切れない支援を行います。また、発達の障がいを含め、障がいのある子どもに対して、児童発達支援*や放課後等デイサービス*の提供を行い、日常生活や集団生活の訓練等の支援を行います。	子ども家庭課 (発達支援室) 地域福祉課
4	保護者へのフォロー	障がいのある子どもが健やかに育つことのできるよりよい環境づくりのため、家族に対し、関係する職員が連携し、支援が途切れることがないように精神的な疲労緩和となる支援や日常生活における具体的支援方法の助言を行います。障がいのある子どもが健やかに育つことのできるよりよい環境づくりのため、家族に対し、精神的な疲労緩和となる支援として、短期入所（ショートステイ）*の提供や日常生活における具体的支援と助言を行います。	子ども家庭課 (発達支援室) 地域福祉課
5	ひとり親家庭等の自立の促進	ひとり親家庭等の自立を促すとともに子どもの健全育成を図るため、母子・父子自立支援員や母子寡婦福祉会と連携して相談体制を充実させつつ、就労支援に努めます。また、養育支援体制を充実し、児童扶養手当の申請・相談や一人親家庭等医療費助成を継続して実施します。	子ども家庭課 保険年金課

6	一時的な養育困難家庭等への支援	保護者の病気などで、子どもの面倒をみるのが困難になったときに、児童養護施設等で子どもを泊りがけで預かる「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）＊」について、広域的な対応を継続します。 また、出産後間もない時期の保護者や出産前に特に支援が必要と認められる妊婦、子育てを行うために支援が必要でありながら、さまざまな理由によって子育てのサービスが利用できない家庭に対し、子育てについての専門的な相談や助言等の支援を行う「養育支援訪問事業」を実施します。また、多胎児支援についても検討します。	子ども家庭課
7	貧困家庭への支援	表に出にくい貧困世帯への支援について、関係機関と連携し、貧困家庭の自立に向けた取り組みを進めます。また、「子どもの貧困計画＊」の策定に向けて検討します。	地域福祉課 社会福祉協議会 子ども家庭課

施策３ 相談・情報提供体制の充実

子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるような相談窓口の体制の充実を図ります。また、必要な時に必要な情報を迷うことなく受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備するとともに、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などを活用し、常に新しい情報を発信していきます。

No	項目	内容	担当課
1	子育て支援センターの充実	地域の子育て支援の中核である子育て支援センターの機能の充実を図り、育児不安解消のための相談・助言・指導をはじめ、家庭で子育てしている保護者への子育て支援に関する情報提供を行います。また、子育て支援センターの狭小による乳児の受け入れの制限の改善と利用しやすい場所への移設や事業内容の見直しを行うなど、魅力的な子育て支援センターづくりに向けて取り組みます。	子ども家庭課 (子育て支援センター)
2	相談体制の充実	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を行う「子育て世代包括支援センター＊」とすべての子どもとその家庭等の総合的な相談・支援の拠点となる「子ども家庭総合支援拠点＊」を設置し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見、妊産婦およびすべての子どもとその家庭に対する途切れのない支援を実施します。 また、保護者が安心して子育てができるよう、園や学校など身近な場所での相談のほか、育児相談や発達相談、言語相談、教育相談など専門的な相談の利用促進を図ります。障がいのある子どもと保護者が地域で安心して生活できるよう、基幹相談支援センター＊による支援を行います。	子ども家庭課 学校教育課 地域福祉課

3	情報提供の充実	子育て中の親子が適切にサービスを利用できるよう、広報紙やホームページなどの情報メディアを通じて、子育て支援に関するサービスなどの情報提供を推進します。	政策課 子ども家庭課 社会福祉協議会
---	---------	---	--------------------------

施策4 子育て家庭を中心とした交流連携事業の推進

子育て家庭が地域で孤立することのないよう、子育ての仲間づくりを支援するとともに、身近な地域で子育て家庭の交流、相談支援の拠点となる場づくりを推進します。

No	項目	内容	担当課
1	子育てサークルへの支援	親子同士で自由に遊んだり、情報交換をしたり、悩みなどを相談し合う子育てサークルなど、保護者同士の自主的な活動団体に対して、活動場所の提供を行います。	社会福祉協議会
2	保育園・幼稚園の園庭開放	保育園・幼稚園の園庭を開放し、未就園児やその保護者の交流の場とし、子育ての仲間づくりの機会として提供します。なお、実施にあたっては、各園独自の取り組みを充実させます。	子ども家庭課 （子育て支援センター） 学校教育課
3	気軽に集える場づくり	身近な地域で乳幼児の親子が気軽に集まり、交流を図ることができるよう、子育て支援センターや総合文化センター内の「プレイルーム」、ふれあいセンターでの「子育て応援ルーム」などを有効活用した場の提供に努めます。	子ども家庭課 （子育て支援センター） 社会教育課 社会福祉協議会

施策5 幼児教育・障がい児教育の充実

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、3感（基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感）を育み、生きる「意欲」を高める取り組みを推進します。そのために、「確かな学力*」「豊かな心」「健やかな体」の3つの「生きる力*」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、16年一貫教育プラン*に基づく本町の特徴を生かした教育を推進します。また、小学校教育生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう幼稚園・保育園・小学校の連携を強化し、障がいのある子どもを含めたすべての子どもの幼児教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続を図り、連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進めます。

No	項目	内容	担当課
1	地域性を生かした園づくりの推進	各園の独創性のある教育により、園児の情緒豊かな成長を促すとともに、3年保育を通して、園児一人ひとりの成長に応じたきめ細かな教育に努めます。各園の取り組みについて、積極的に情報公開していくことにより、保護者との信頼関係の構築と地域に開かれた園づくりを推進します。	学校教育課
2	小学校との連携強化	幼稚園児や保育園児が小学生と交流する機会や、小学校の教職員や地域住民との交流を充実させることで、子どもの社会性を育みます。また、幼稚園と保育園から小学校への円滑な移行・接続を図るため、両者の連携を密にした総合的な指導体制の構築に努めます。	学校教育課
3	支援を必要とする子どもの教育・保育の充実	特別な支援を行う職員や支援員の資質向上を図るため、学習会や交流会を実施し、一人ひとりのニーズに合わせた障がい児教育および保育を推進します。	子ども家庭課 （発達支援室） 学校教育課

基本目標 3 親と子の健康づくりの促進

施策 1 思春期からの保健対策の充実

子どもに対して、性に関する正しい知識の普及に努めるとともに、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努めます。

No	項目	内容	担当課
1	心身の発達や健康に関する知識・情報の提供	思春期の身体的・精神的な健康を増進し、健康に対する理解を通して、自らの健康を大切にする意識を育てるため、学校と家庭の連携を深め、心身の発達や健康に関する正しい情報を適切に提供するとともに、健康教育を推進します。	学校教育課
2	相談体制の充実	思春期の不安やストレス、悩みなど、子どものニーズに応じた相談に適切に対応できるよう、家庭・地域・学校が連携した相談体制づくりを推進します。	子ども家庭課 学校教育課
3	思春期保健対策の充実	未成年者の妊娠、人工中絶や、性感染症などについて、思春期における正しい性教育を行うとともに、薬物乱用防止、喫煙防止などを含む保健対策を推進します。	子ども家庭課 学校教育課

施策 2 食育の推進

次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない推進をしていきます。そのためにも、乳幼児期からの正しい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、保育園や学校等における食環境の充実にすすめていきます。

No	項目	内容	担当課
1	子どもの食育の推進	子どもや保護者の食・健康への関心を高め、「食べる楽しさ」を伝え、健全な食生活を営むことができるよう、さまざまな機会を通じて食生活の大切さの意識啓発を行います。	子ども家庭課
2	給食・食育の充実	給食を食に関する教育指導と位置づけ、成長期にある乳幼児、児童生徒にバランスのとれた食事を提供し、正しい食習慣やマナーが身につくよう食育を推進します。	教育総務課 学校教育課
3	「弁当の日」の実施	食への興味・関心を高め、「生きる力*」を育成するため全小学校 6 年生が自分で作る弁当の日（年 3 回）を実施します。	学校教育課

施策3 小児医療の充実

子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう、救急医療体制が構築されています。関係機関と連携を取り、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいきます。

No	項目	内容	担当課
1	小児医療体制の充実	子どもの疾病の予防や早期発見のため、地域医療機関との連携を図り、かかりつけ医の必要性の啓発とともに、疾患の診断や治療が迅速にできる小児医療体制の充実に働きかけます。	子ども家庭課
2	小児救急医療体制の充実	現在の救急医療体制とともに救急医療に関する情報を得ることのできる救急医療情報システムの周知を図ります。	子ども家庭課
3	医療的ケア児に対する支援体制の整備	医療的ケアを必要とする子どもの支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、関係機関との連携を図り、支援体制の整備を推進します。	地域福祉課

基本目標 4 生きる力*を育む教育・体験交流の推進

施策 1 学校教育の推進

児童期から青年期の子どもの発達や学習の連続性を重視し、3感（基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感）を育み、生きる「意欲」を高める取り組みを推進し、「確かな学力*」「豊かな心」「健やかな体」の3つの「生きる力*」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本町の特徴を生かした教育を推進します。

No	項目	内容	担当課
1	特色ある教育活動の推進	各学校において、児童生徒や地域の状況に応じた課題を設定し、総合的な学習の時間*などを利用した特色ある教育を進めます。	学校教育課
2	学力の向上	小学生と中学生を対象に基礎から応用力を検査する「総合学力調査」や「東員学び検定」を実施し、その結果を受けて、小学校から中学校まで一貫した学力向上のための指導を実施するなど、児童生徒が幅広い確かな学力*を身につけることができるよう、学力の向上に向けた取り組みを推進します。	学校教育課
3	身体の育成と健康づくりの推進	子ども達の心身が健やかに成長していく為に、授業やクラブ活動などにおけるスポーツを通じた強い身体の育成や、健康づくりの知識の普及に努め、生涯に亘り健康づくりを支えます。また、各校の養護教諭を中心に児童生徒の健康づくりを推進します。	学校教育課
4	相談体制の充実	いじめや不登校*、非行など子どもの心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや心の教育相談員の配置、保健室、相談室などの充実により、子どもが相談しやすい体制づくりを推進します。また、継続的にフォローできるよう、学校と家庭、地域、関係機関の連携に努めます。	学校教育課
5	地域と連携した教育の充実	児童生徒が地域でのさまざまな体験活動を通じて、「生きる力*」と郷土を愛する心を育めるよう、総合的な学習の時間*などでのゲストティーチャーの活用や、学校行事への地元の人の招待、定期的な世代間交流など、学校と地域が連携した地域活動、体験活動を通じ、地域に根ざしていけるように努めます。	学校教育課
6	開かれた学校づくりの推進	保護者や地域の意見を学校運営に取り入れられるよう、学校評議員制度を活用しつつ、PTAと学校との連携や、地域の教育力を取り入れた学校づくりの推進に努めます。	学校教育課

7	安全対策の充実	子どもが安心して保育や教育を受けられるよう、教育・保育施設の施設の徹底、危機管理マニュアルの徹底や、通学路の見守りと状況に応じた集団登下校の実施など、安全対策を充実させます。また、災害時や緊急時の安全対策として、それらを想定した教育施設の環境整備を進めるとともに、防災訓練などの定期的な開催や、防犯・交通安全などの教育を実施し、子どもの安全対策を充実させます。	学校教育課
8	情報に対する判断能力の育成	情報が氾濫する現代社会の中で、子どもたち自身が、情報に惑わされず、適切に情報媒体を使ったり、情報を読み取ったりできるよう、判断能力やコミュニケーション能力を育てる教育を進めます。	学校教育課

施策2 異年代・世代間交流の推進

子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実および周知を行います。また、地域で子どもに関するさまざまな活動を行っている民間団体や行政機関がそれぞれの立場を超え、協力して小学生の放課後の居場所づくりなどに取り組みます。

No	項目	内容	担当課
1	参加型イベントの実施	親子や世代間の交流を図る場として、青少年育成町民会議を中心に、グラウンドゴルフやサツマイモづくり、もちつき大会などの参加型イベントを実施します。	社会教育課
2	地域文化の継承を通じた交流の推進	子どもみこしなどの地域の祭りや、こども歌舞伎などの地域文化の継承にかかわる活動を推進するとともに、より多くの人に伝統文化と子どもたちの活動を広め、交流することができるよう、地域住民の幅広い参加を促進します。	社会教育課
3	地域の交流と子どもの居場所づくりの推進	子どもから高齢者までさまざまな方が、地域の身近な場所において気軽に集い、交流したり支えあうことができるよう、地域に働きかけます。	社会福祉協議会

施策3 子どもの主体的活動の促進

子どもたちが地域で主体的に活動できる機会を提供するため、場所の提供や援助を通じて、子ども会やスポーツ少年団の活性化を図ります。

No	項目	内容	担当課
1	子ども主体の地域活動の促進	子どもたちが世代間の交流を深め、さまざまな行事に参加することができるように、地域全体で見守る体制を推進します。また、青少年の主張実行委員会や成人式実行委員会などの子どもや青年が主体となり活動できる場をつくり、主体性の育成に努めます。	社会教育課
2	スポーツ活動の促進	町のスポーツ振興を担うスポーツ協会が組織するスポーツ少年団においては、スポーツを通して、子どもたちの健康な心身の育成、協調性や自立心を養い、総合型地域スポーツクラブ「とういんフレンドリークラブ」においては、地域の誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を推進します。	社会教育課

施策4 子どもの健全育成の推進

家庭、学校、地域社会、そして行政が一体となって子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進します。また、子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、子どもの居場所づくりを進め、子どもたちの抱える問題を受け止め、ともに解決に導く体制を充実させます。

No	項目	内容	担当課
1	青少年の指導の充実	地域で青少年の健全育成を推進するため、青少年育成町民会議の環境対策部会を中心に、警察と協力しながら、地域のパトロールを推進します。	社会教育課
2	指導員の育成と住民参加による青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成の中心となる推進指導員、推進協助員の活動の充実を図るため、研修会を実施します。青少年の健全育成は、家庭、各種団体、学校など、青少年を取り巻く環境で生活する地域住民一人ひとりが取り組むべきテーマであることから、青少年育成町民会議の活動を中心に、誰もが青少年健全育成活動について意識し、参画できる地域社会づくりを目指します。	社会教育課
3	権利擁護の推進	子どもの権利侵害からの相談窓口として、子どもの権利擁護委員（人権擁護委員）6名が相談に乗る体制を整えています。子どもの権利擁護委員（人権擁護委員）は、子どもの権利が侵害されていると判断した場合、関係機関と連携し、子どもの発達時期に応じた救済に当たります。	町民課

施策5 次世代の親の育成

次代の親となっていく子どもたちが、人権意識や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供します。

No	項目	内容	担当課
1	中学生が乳幼児とふれあう機会の提供	中学生を対象に、家庭や子どもを持つことの意義についての理解を促進できるよう、保育園や幼稚園の訪問や学校行事を通して、乳幼児とふれあう機会づくりを推進します。	学校教育課

基本目標 5 子どもの育ちを支える地域環境の整備

施策 1 子育てにかかわる組織・人材の育成

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。また、特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働*による事業推進に取り組みます。

No	項目	内容	担当課
1	子育てに関する連絡調整の充実	子育て支援をより効果的に進められるよう、計画の推進にかかわる地域住民、地域団体、企業、保健や福祉、教育など行政の各分野などの連携、協働*を図るため、子ども・子育て会議の充実を図ります。	子ども家庭課
2	子育て支援活動・ボランティア活動など、住民参加の促進	地域全体で子育て支援に取り組み、子育て経験者などを対象とした子育てサポーターの養成、子育て支援を行う市民活動やボランティア団体などの育成・支援をします。とういん市民活動支援センターや青少年育成町民会議、子ども会、スポーツ少年団、地域活動団体など、さまざまな面での人材育成を推進し、地域ぐるみの健全育成を推進します。	町民課 子ども家庭課 (子育て支援センター) 社会教育課 社会福祉協議会
3	子育て支援サークル・団体の育成	現在子育てをしている保護者や子育て経験者、子育て支援に意欲のある人などが、子育て支援を目的として集まり活動できるよう、活動場所や情報提供など、子育て支援サークルや子育て支援団体の活動を支援します。	子ども家庭課 (子育て支援センター) 社会福祉協議会 町民課

施策 2 遊び場や自然とふれあえる場の整備

地域の中での公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた居場所づくりを推進します。また、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

No	項目	内容	担当課
1	安心して遊べる地域の公園づくり	子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい身近な公園となるよう、地域住民の意向を取り入れつつ、公園の維持管理を行います。	建設課
2	学校施設の利用	地域のスポーツ少年団やスポーツ団体と調整し、利用時間帯の調整や敷地の区分と安全性の確保などの配慮に努めます。	社会教育課

3	自然体験学習などの推進	子どもたちが自然の大切さを学べるよう、環境学習講座「とういんネイチャーくらぶ」を開講します。また、環境学習のみにとどまらず、体験学習の機会として「こどもカレッジ」の開講など、子どもたちに有意義な週末などの過ごし方を提供します。	社会教育課
4	読書活動の充実	子どもたちが読書に親しむ場として、読書登山と図書書の整備など、町立図書館の充実を図ります。	学校教育課 社会教育課
5	総合文化センターなど既存施設の活用	総合文化センター内の「プレイルーム」を子どもの遊び場や「読み聞かせ」の場所として提供し、既存施設の有効活用を推進します。	社会教育課

施策3 外出環境の整備

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。より子育てしやすいまちをめざして、外出しやすい環境づくりをすすめていきます。

No	項目	内容	担当課
1	オレンジバスを利用した外出の推進	オレンジバスは、通学者、高齢者、障がい者などの交通弱者を対象に、運賃、ルート、運行本数等を検討するとともに、未就学児無料の継続や子育て世代の利用環境に配慮した運行を目指します。	政策課
2	おもいやり駐車場の利用促進	障害のある方や妊産婦などに対し、県が実施する「三重おもいやり駐車場利用証制度」の案内や申請の受け付けを行い、制度の利用促進を図ることで、誰もが安心して外出できる環境の整備に努めます。	地域福祉課

施策4 交通安全対策の推進

子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を充実させ、自ら身を守る意識を育てるとともに、環境の整備、住民の交通安全意識の向上を図っていきます。

No	項目	内容	担当課
1	道路環境の整備	子どもが自転車や徒歩で、学校や公共施設、公園などに安全にアクセスできるよう、歩道や信号および「飛び出し注意」看板の設置やライン表示など、安全性や機能性に配慮したユニバーサルデザインの道路環境の整備に努めます。	建設課 学校教育課
2	交通安全対策の推進	幼稚園、保育園や小学校での交通安全教室をはじめ、地域の行事などを通じた交通安全教育を実施し、交通安全意識の醸成を図ります。	建設課 学校教育課

施策5 防災・防犯対策の推進

個人や家庭で日頃から、防災や防犯に対する意識を高めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

No	項目	内容	担当課
1	防災意識の向上と防災対策の推進	子育て中の家庭が災害を正しく理解し、災害時に役立つ知識を持てるよう、防災講座などを通じて防災意識、自助意識の向上に努めます。	環境防災課 社会福祉協議会
2	防犯施設などの整備	夜間における犯罪の発生を抑制し、安全で安心な生活が送れるよう、防犯灯の適正な維持管理に努めます。また、子どもが安心して保育や教育を受けられるよう、防犯カメラの設置など施設の防犯設備の整備に努めます。	町民課 教育総務課
3	地域ぐるみの防犯活動の推進	「子どもをまもるいえ」など、子どもの緊急避難場所の確保を図るとともに、地域住民が一体となって子どもを犯罪から守るため、地域住民の防犯意識の啓発を行い、パトロールなど自主的な防犯活動を支援します。 子どもが犯罪や誘拐などに巻き込まれないよう、登下校（園）時の安全確保を図るため、防犯ベルの配布を継続します。	町民課 学校教育課
4	防犯情報の提供	近隣市町や県、警察署、学校などと連携し、不審者や振り込め詐欺など防犯に関する情報の速やかな提供に努めます。	町民課 学校教育課

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、「教育・保育提供区域」を定める必要があるとしています。

本町では、需要動向の把握や施設整備などを円滑に進めるには、区域としてある程度広い範囲を考慮すべきであること、今後の子どもの数の増減を踏まえて保育ニーズに対応するためには広域での調整を図る必要があることから、第1次計画と同様に、教育・保育事業の提供区域を、1区域（町全域）として設定します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

（1）量の見込みの算出方法

計画期間中における幼稚園や保育所、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の方策と実施時期を定めることとなっています。

「量の見込み」については、本計画策定のために実施した「東員町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の回答結果をもとに国から示された標準的な算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況と事業の利用意向等から、認定区分ごとに量の見込みを算出します。この、量の見込みの算出においても、トレンドや政策動向、地域の実状等を十分に踏まえて算出することとなっています。

推計児童数	計画期間中（令和2年度から令和6年度まで）の児童数の推計
×	
潜在家庭類型割合	父母の就労状況や教育・保育の利用意向によりタイプ別に分類
×	
利用意向率	潜在家庭類型ごとに、教育・保育、地域子ども子育て支援事業の利用意向率を算出
＝	
量の見込み	上記を掛け合わせて「量の見込み」を算出

(2) 推計児童数

令和2年度から令和6年度までの0歳から11歳までの児童数を推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	178	177	175	172	170
1歳	212	200	199	197	193
2歳	224	233	221	219	217
3歳	231	240	250	236	234
4歳	250	237	246	256	242
5歳	248	255	241	250	260
6歳	240	254	261	247	256
7歳	255	242	256	263	249
8歳	236	252	239	253	260
9歳	253	238	255	242	256
10歳	228	252	237	254	241
11歳	269	229	253	238	255

(3) 家庭類型について

アンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

タイプA：ひとり親家庭（母子または父子家庭）

タイプB：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）

タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）

タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）

タイプD：専業主婦（夫）家庭

タイプE：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）

タイプE'：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）

タイプF：無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(4) 教育・保育の認定区分について

年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号に区分します。認定区分は、以下のとおりです。

認定区分	対象年齢	保育の必要性の認定	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	幼稚園
		あり	保育園・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業

(5) 「量の見込み」の算出項目について

以下の事業について、「量の見込み」を算出します。

【教育・保育の量の見込み】

対象事業			
1	1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園
2	2号認定	3～5歳	幼稚園
			保育園・認定こども園
3	3号認定	0歳	保育園・認定こども園・地域型保育事業
		1・2歳	保育園・認定こども園・地域型保育事業

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み】

対象事業	
4	利用者支援事業
5	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
6	妊婦健康診査
7	乳児家庭全戸訪問事業
8	養育支援訪問事業
9	子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）
10	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
11	一時預かり事業
12	延長保育事業
13	病児・病後児保育事業
14	放課後児童健全育成事業
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業

3 各年度における教育・保育の量の見込みならびに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

(1) 幼稚園、保育園、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。保育園は、保護者が日中就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。このほかに、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

本町に認定こども園はありませんが、公立の幼稚園と保育園を一元化した運営を行っています。

【現状】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	1 号認定	372 人	381 人	382 人	354 人	341 人
	2 号認定	－人	－人	－人	－人	－人
	合計①	372 人	381 人	382 人	354 人	341 人
実施箇所数 (確保方策)		6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 (2 号認定)①	3 歳～5 歳	281 人	306 人	295 人	340 人	342 人
利用者数 (3 号認定)①	0 歳	27 人	25 人	26 人	25 人	27 人
	1・2 歳	140 人	143 人	157 人	165 人	166 人
実施箇所数 (確保方策)		6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

※ 利用者数の 1 号認定および 2 号認定については、各年度の 4 月 1 日時点、3 号認定については、各年度の 3 月 1 日時点の認定者数を表しています。

【今後の方向性】

幼稚園については、当面、小学校併設（校区ごと）の運営を継続していきます。保育園においては、特にニーズの増加が見込まれる0、1、2歳児については、可能な限り、年度途中の受け入れを継続するとともに、保育室の拡充を検討します。

（２）認定こども園および幼稚園の確保内容およびその実施時期

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１号認定	256人	257人	259人	260人	258人
	２号認定	－人	－人	－人	－人	－人
	合計①	256人	257人	259人	260人	258人
実施箇所数 （確保方策）		6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
提供量②		256人	257人	259人	260人	258人
過不足 （②－①）		0人	0人	0人	0人	0人

（３）認定こども園および保育園、地域型保育の確保内容およびその実施時期

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み （２号認定）①	3歳～5歳	434人	436人	439人	441人	438人
量の見込み （３号認定）①	0歳	33人	33人	32人	32人	31人
	1・2歳	208人	206人	200人	198人	196人
実施箇所数 （確保方策）		6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
提供量 （既存）②	3歳～5歳	434人	436人	439人	441人	438人
	0歳	33人	33人	32人	32人	31人
	1・2歳	208人	206人	200人	198人	196人
過不足 （②－①）	3歳～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
	0歳	0人	0人	0人	0人	0人
	1・2歳	0人	0人	0人	0人	0人

【保育利用率の目標値】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
推計児童数（0歳～2歳）	614人	610人	595人	588人	580人
提供量（0歳～2歳）	241人	239人	232人	230人	226人
保育利用率（目標）	39.3%	39.2%	39.0%	39.1%	39.0%

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

(4) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に向けて、子どもとその保護者や妊娠している方などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供と必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。当町では、利用者の身近な場所で、利用者と地域の子育て資源などを繋ぐ「基本型」に加え、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を行う「母子保健型」を設置することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないワンストップの総合窓口（子育て世代包括支援センター*）の開設を目指します。

《具体的な業務》

- ① 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働*の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源*の開発等に努める
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る
- ④ その他事業を円滑にするための必要な業務を行う

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【今後の方向性】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施箇所数(確保方策)	基本型・特定型*	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。当町では、子育て支援センターで自由に遊ぶ「なかよし広場」、各幼稚園・保育園を開放して行う「ちびっこパーク」、職員がいろいろなおもちゃを持って各地区の集会所などに出向く「おでかけ広場」などを実施しています。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	393 人回/月	437 人回/月	372 人回/月	446 人回/月	339 人回/月

※ 人回/月・・・各年度の利用者数（組数）×回数を 12 ヶ月で割った数値を表します。例えば、A さん親子が年 10 回、B さん・C さん親子が年 25 回利用した場合、60 人回を 12 ヶ月で割り、5 人回/月となります。

【今後の方向性】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	368 人回/月	365 人回/月	356 人回/月	352 人回/月	347 人回/月
実施箇所数 （確保方策）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量	368 人回/月	365 人回/月	356 人回/月	352 人回/月	347 人回/月
過不足 （提供量－量の見込み）	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月

(6) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づいて、妊婦および胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	2,373 人回	1,990 人回	1,910 人回	2,018 人回	1,931 人回

※ 人回・・・各年度の受診者数×受診回数を表します。例えば、A さんが 14 回、B さんが 13 回利用した場合、27 人回となります。

【今後の方向性】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,818 人回	1,797 人回	1,787 人回	1,767 人回	1,736 人回
実施体制 (確保方策)	実施回数: 14 回 実施場所: 三重県内医療機関(県外は後日償還) 検査項目: 基本的な妊婦健康診査、妊娠初期血液検査、子宮頸がん健診(細胞診)、超音波検査、血液検査(血算・血糖・HTLV-1)、B群溶血性連鎖球菌(GBS)、性器クラミジア検査 実施時期: 随時				
提供量	1,818 人回	1,797 人回	1,787 人回	1,767 人回	1,736 人回
過不足 (提供量－量の見込み)	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育てについての情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問数	177人	172人	157人	174人	188人

※ 訪問数は、各年度の訪問人数を表します。

【今後の方向性】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	177人	175人	174人	172人	169人
実施体制 (確保方策)	実施機関:子ども家庭課 実施体制:保健師等				
提供量	177人	175人	174人	172人	169人
過不足 (提供量－量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人

(8) 養育支援訪問事業

【事業概要】

子どもを養育するために支援が必要でありながら、さまざまな理由で子育てのサービスが利用できない家庭に対し、養育についての専門的な相談指導・助言などの支援や家事・育児の援助などを行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

平成 29 年度から、専門的相談支援のみ実施しています。家事・育児援助については、未実施の事業です。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問数	－ 件	－ 件	－ 件	0 件	0 件

※ 訪問数は、各年度の訪問件数を表します。

【今後の方向性】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	訪問数	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
	延べ件数	49 件	49 件	49 件	49 件	49 件
実施体制 (確保方策)		実施機関: 子ども家庭課 実施体制: 保健師等				
提供量	訪問数	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
	延べ件数	49 件	49 件	49 件	49 件	49 件
過不足 (提供量－量の見込み)		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(9) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事などによって、家庭で過ごすことが一時的に難しくなった子どもに対し、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）*と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）*があります。

【現状】

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）*のみ実施しています。夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）*は、未実施の事業です。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	8 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※ 人日・・・各年度の利用者数×日数を表します。例えば、Aさんが子ども1人を年間3日、Bさんが子ども1人を年間2日預けた場合、5人日となります。

【今後の方向性】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
実施箇所数 (確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
過不足 (提供量－ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	292 人日	285 人日	280 人日	250 人日	133 人日

※ 人日・・・各年度の利用者数×日数を表します。例えば、Aさんが子ども1人を年間3日、Bさんが子ども1人を年間2日預けた場合、5人日となります。

【今後の方向性】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	295 人日	292 人日	299 人日	298 人日	302 人日
提供量	295 人日	292 人日	299 人日	298 人日	302 人日
過不足 (提供量－量の見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

（１１）一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する幼稚園就園の子どもを対象に実施する事業です。

また、一時保育は、保護者の疾病、事故、出産や冠婚葬祭などの理由によって、家庭での保育が一時的に難しくなった未就園の子どもについて、主に昼間、保育園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

一時預かり事業は未実施の事業です。一時保育は、みなみ保育園で実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	48 人日	48 人日	21 人日	130 人日	141 人日

※ 人日・・・各年度の利用者数×日数を表します。例えば、Aさんが子ども１人を年間３回、Bさんが子ども２人をそれぞれ年間５日と７日預けた場合、15人日となります。

【今後の方向性】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (利用者)	幼稚園	一人日	一人日	一人日	一人日	一人日
	2号認定の幼稚園の 定期的利用	一人日	一人日	一人日	一人日	一人日
	保育園	151 人日	151 人日	150 人日	149 人日	148 人日
実施箇所数 (確保方策)		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量	幼稚園	一人日	一人日	一人日	一人日	一人日
	2号認定の幼稚園の 定期的利用	一人日	一人日	一人日	一人日	一人日
	保育園	151 人日	151 人日	150 人日	149 人日	148 人日
過不足 (提供量－量の見込み)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(12) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育園で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

平成 27 年度から保育園 6 園で実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	－ 人	72 人	64 人	73 人	57 人

※ 人数は、各年度の利用者数（実人数）を表します。普段、早朝・延長保育を利用していない子どもが利用した場合の人数です。

【今後の方向性】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	58 人	58 人	57 人	57 人	57 人
実施箇所数 （確保方策）	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
提供量 （保育短時間認定のみ の提供量）	58 人	58 人	57 人	57 人	57 人
過不足 （提供量－量の見込み）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(13) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労などの理由によって、保護者が保育できない場合に、保育施設で子どもを預かる事業です。

【現状】

病児保育広域対応支援事業として、平成 29 年度に桑名市と協定を締結し、桑名市内 2 箇所で実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	— 人日	— 人日	— 人日	33 人日	37 人日

※ 人日・・・各年度の利用者数×日数を表します。例えば、A さんが子ども 1 人を年間 3 日、B さんが子ども 1 人を年間 2 日預けた場合、5 人日となります。

【今後の方向性】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	35 人日
提供量	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	35 人日
過不足 (提供量－量の見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業などによって昼間家庭にいない小学校に就学している子どもを対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員の活動支援のもと子どもの健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受入数	183 人	207 人	208 人	219 人	228 人
クラブ数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

※ 受入数は、各年度の利用者数を表します。

【今後の方向性】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (利用者)	1～3 年生	193 人	197 人	199 人	201 人	202 人
	4～6 年生	103 人	98 人	102 人	101 人	103 人
	合計	296 人	295 人	301 人	302 人	305 人
実施箇所数 (確保方策)		7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
提供量		296 人	295 人	301 人	302 人	305 人
過不足 (提供量－量の見込み)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(1 5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

【現状】

本町では、未実施の事業です。

【今後の方向性】

必要に応じ、実施を検討します。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方など

子ども・子育て関連3法*に基づく、子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることをめざしています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされています。保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行も視野に入れ、幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づいた教育・保育課程の検討を進めます。

(2) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の基本的考え方と連携、推進方策など

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を持つことを基本としながらも、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、保護者が親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てができるよう支援していくものです。また、地域全体が子育て家庭に寄り添い、支えあうことで、子どものより良い育ちを実現するものです。

本町における教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、本町がその実施主体となり、子どもの健やかな育ちと「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現を目指して、その量の確保や質の向上が図られるよう、良質かつ適切な取り組みを推進するとともに、これらの事業を実施する関係機関が課題や情報の共有化を図り、連携の強化を図ります。

また、幼児期の教育・保育から小学校教育へと環境が変わっても、子ども一人ひとりが対応できるよう、就学前施設と小学校がお互いの教育や保育等を学び合い、相互理解を深め、小学校への円滑な接続に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料、病児保育事業、子育て援助活動支援事業などを対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を確保し、必要に応じて、給付や事務手続きの方法について検討します。

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「東員町子ども・子育て会議」で、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



なお、5章の「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止、社会的養護体制、母子・父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



資料編

1 東員町子ども・子育て会議設置要綱

平成25年11月5日告示第92号

改正 平成26年6月20日告示第34号

平成28年4月1日告示第40号

平成31年1月24日告示第14号

令和元年5月17日告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、東員町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じ、町が実施する子ども・子育て支援（法第77条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する施策について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- (4) 東員町子ども・子育て支援事業計画策定庁内プロジェクトチームメンバー
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年6月20日告示第34号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第40号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月24日告示第14号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月17日告示第61号）

この要綱は、公表の日から施行する。

2 東員町子ども・子育て会議 審議経過

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「東員町子ども・子育て会議」、「東員町子ども・子育て支援事業計画プロジェクトチーム会議」の審議経過について報告します。

会議等	開催日	審議内容等
第1回子ども・子育て会議	令和元年10月2日	・子ども・子育てに関するアンケート調査集計結果について
第2回子ども・子育て会議	令和元年12月12日	・第2期東員町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・パブリックコメントについて
第3回子ども・子育て会議	令和2年3月5日	・第2期東員町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・第2期東員町子ども・子育て支援事業計画概要版（素案）について

会議等	開催日	審議内容等
第1回子ども・子育て支援事業計画プロジェクトチーム会議	令和元年6月7日	・子ども・子育てに関するアンケート調査票について
第2回子ども・子育て支援事業計画プロジェクトチーム会議	令和元年8月5日	・第2期東員町子ども・子育て支援事業計画（素案）について 子ども・子育てを取り巻く課題の検討 基本理念と基本目標の検討
第3回子ども・子育て支援事業計画プロジェクトチーム会議	令和元年8月28日	・子ども・子育てに関するアンケート調査の進捗状況について ・第2期東員町子ども・子育て支援事業計画（素案）について 第1期計画の基本目標の現状と課題 基本目標ごとの具体的な取組
第4回子ども・子育て支援事業計画プロジェクトチーム会議	令和元年10月24日	・子ども・子育てに関するアンケート調査集計結果について ・第2期東員町子ども・子育て支援事業計画（素案）について 基本目標ごとの具体的な取組

第5回子ども・子育て支援事業計画プロジェクトチーム会議	令和元年 11 月 21 日	・第2期東員町子ども・子育て支援事業計画（素案）について 基本目標ごとの具体的な取組 量の見込みと確保方策
計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施	令和元年 12 月 27 日～ 令和2年 1 月 27 日	
第6回子ども・子育て支援事業計画プロジェクトチーム会議	令和2年 2 月 17 日	・第2期東員町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・第2期東員町子ども・子育て支援事業計画概要版（素案）について

3 東員町子ども・子育て会議 委員名簿

※ 敬称略

氏名	所属団体
◎ 須永 進	国立大学法人 三重大学教育学部特任教授
○ 向山 洋子	東員町民生委員児童委員協議会
伊藤 正人	東員町青少年育成町民会議
安藤 修平	社会福祉法人 東員町社会福祉協議会
永井 良美	東員町母子寡婦福祉会
水谷 光重	東員町障がい児者親の会
伊藤 晃	東員町立 神田幼稚園・東員保育園 P T A 会長
宮原 悦子	東員町立 笹尾東幼稚園・笹尾第二保育園 P T A 会長
小河 信彦	東員町子ども・子育て支援事業計画策定庁内プロジェクトチーム
岩田 つかさ	東員町子ども・子育て支援事業計画策定庁内プロジェクトチーム
太田 恵理	東員町子ども・子育て支援事業計画策定庁内プロジェクトチーム
種村 大輔	東員町教育委員会事務局学校教育課

※ ◎会長、○副会長

4 用語解説（50 音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請などによって、幼稚園で通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力*」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

【か行】

協働

市町・市民活動を行う人・住民・事業者が、共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

基幹相談支援センター

障がいを持つ子どもとその保護者が地域で安心した生活をおくれるよう、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、さまざまな相談に応じる窓口。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、支援プランの策定や、医療・福祉機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて包括的な支援を行う機関。

子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭および妊産婦などを対象に、実状の把握・情報の提供・相談等への対応・総合調整などの子ども家庭支援全般についての業務や要支援児童・要保護児童などへの支援業務、関係機関との連絡調整などを行う機関。

子ども・子育て関連3法

「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などに対応するため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指す。

子どもの貧困計画

子どもの将来が生まれ育った家庭の状況などで左右されないよう、また、世代を超えて貧困が連鎖しないように、子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画。市町村の策定については、令和元年6月に努力義務化された。

【さ行】

社会資源

生活する上でのさまざまなニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

総合的な学習の時間

児童・生徒の「生きる力*」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を越えて行う学習のこと。総合学習ともいう。

就学援助制度

経済的な理由によって就学が難しいと認められる学齢期の子どもへの保護者に対し、就学に必要な諸経費を援助する制度。

児童発達支援

児童福祉法の規定に基づいて、障害のある子どもに対し児童発達支援センターなどで、日常生活での基本的な動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応のための訓練などを行う。

新・放課後子ども総合プラン

小学校に就学している全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブや放課後子供教室の整備などを進めるための計画。

【た行】

確かな学力

知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力などを含めたもの。

短期入所（ショートステイ）

障害のある子どもを持つ保護者が、疾病・事故・出産などの理由で養育が一時的に難しくなった場合や精神的な疲労緩和が必要な場合に、子どもを施設などで一時的に預かる事業。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事などの理由で子どもの養育が一時的に難しくなった場合や育児不安・育児疲れなどの理由で身体的・精神的な負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業。

東員町 16 年一貫教育プラン

胎児期（－1 歳）から義務教育終了（15 歳）までの 16 年間にわたり、子どもたちの「意欲」を高める保育・教育として、子どもたちの「基本的信頼感」「自己肯定感」「自己有能感」の「3 つの感」（3 感）を育むことを目標とした計画。保護者や地域とともに「確かな学力*」「豊かな心」「健やかな体」の 3 つの「生きる力」を育み、「安定した子育て、子育て」を目指す。

【は行】

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的要因や社会的要因・背景によって、登校しない、または、したくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

放課後等デイサービス

障害のある学齢期の子どもが学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育*機能・居場所機能を備えた福祉サービス。

【ま行】

みんなと一歩ずつ未来へ向かっていく東員町子どもの権利条例

すべての子どもが愛し愛され、幸せに暮らせるまちづくりを進めることと、子どもが豊かに育つ環境を整えることを目的として、東員町に住む子どもたちが中心となり作成、平成 27 年に施行。

【や行】

夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事その他の理由によって、平日の夜間や休日に不在となることで、家庭で子どもを養育することが難しくなった場合などに、その子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

利用者支援事業（特定型）

利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、行政が関係機関との連絡調整等を行う事業。

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：東員町役場 子ども家庭課

〒511-0295

三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

電話／0594-86-2872

FAX／0594-86-2851

E-mail／kodomo@town.toin.lg.jp

